

摂津市議会

建設常任委員会記録

平成25年3月11日

摂津市議会

目 次

建設常任委員会

3月11日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件	1
開会の宣告	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名	2
議案第1号所管分、議案第9号所管分の審査	2
補足説明（土木下水道部長、都市整備部長）	
質疑（山本靖一委員、原田平委員、村上英明委員）	
議案第18号の審査	49
補足説明（土木下水道部長）	
質疑（山本靖一委員）	
議案第19号の審査	52
補足説明（土木下水道部長）	
議案第20号の審査	53
補足説明（土木下水道部長）	
質疑（山本靖一委員）	
議案第28号の審査	56
議案第21号の審査	56
補足説明（都市整備部長）	
質疑（山本靖一委員、木村勝彦委員、村上英明委員）	
議案第30号の審査	61
質疑（村上英明委員）	
散会の宣告	61

建設常任委員会記録

1. 会議日時

平成25年3月11日（月）午前10時 開会
午後4時31分 散会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員長 野原 修 副委員長 村上英明 委員 山本靖一
委員 木村勝彦 委員 原田 平

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正
都市整備部長 吉田和生 都市計画課長 新留清志 同課参事 品川明輝
公園みどり課長 西村克己 建築住宅課長 林 弘一
公園みどり課長代理 竹下博和
土木下水道部長 藤井義己 同部次長兼下水道事業課長 山口繁
同部参事兼道路管理課長 堀 和夫 同部参事兼下水道業務課長 石川裕司
道路管理課参事 川上昭人 道路交通課長 山本博毅
下水道事業課長代理 檜本宏充
水道部長 宮川茂行

1. 出席した議会事務局職員

事務局局次長 藤井智哉 同局書記 田村信也

1. 審査案件（審査順）

議案第 1号 平成25年度摂津市一般会計予算所管分
議案第 9号 平成24年度摂津市一般会計補正予算（第5号）所管分
議案第18号 摂津市道路の構造の技術的基準を定める条例制定の件
議案第19号 摂津市道路標識の寸法に関する条例制定の件
議案第20号 摂津市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定道路の構造に関する基準を定める条例制定の件
議案第28号 摂津市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定の件
議案第21号 摂津市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例制定の件
議案第30号 摂津市都市公園条例の一部を改正する条例制定の件
議案第 5号 平成25年度摂津市公共下水道事業特別会計予算
議案第12号 平成24年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第29号 摂津市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び摂津市下水道条例の一部を改正する条例制定の件
議案第 2号 平成25年度摂津市水道事業会計予算
議案第10号 平成24年度摂津市水道事業会計補正予算（第2号）

(午前10時 開会)

○野原修委員長 ただいまから、建設常任委員会を開会します。

理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。年度末何かとお忙しいところ、建設常任委員会を開催していただきましてありがとうございます。本日は先日の本会議で当委員会に付託されました案件についてご審査を賜りますが、何とぞ慎重審査の上ご可決していただきますよう、よろしくお願ひします。

一旦退席させていただきます。

○野原修委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は原田委員を指名します。

審査の順序につきましてはお手元に配付してあります案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野原修委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時2分 再開)

○野原修委員長 再開します。

議案第1号所管分及び議案第9号所管分を審査します。

補足説明を求めます。

藤井土木下水道部長。

○藤井土木下水道部長 おはようございます。

議案第1号、平成25年度摂津市一般会計予算のうち、土木下水道部にかかわります部分につきまして、目を追ってその主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、30ページをお開き願ひします。

款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目3、衛生使用料では、節3、クリーンセンター使用料は関西電力電柱の占用料でございます。目4、農林水産業使用料では、節1、水路使用料は大阪ガス株式会社等の法定外水路占用料でございます。

目5、土木使用料では、節1、道路使用料は関西電力株式会社等の道路占用料でございます。

節4、駐車場使用料は、自動車及び自転車駐車場の使用料と駐車場用地使用料でございます。

32ページ、項2、手数料、目1、総務手数料では、節1、総務手数料のうち下から2行目の諸証明手数料は道路幅員証明手数料でございます。

目2、衛生手数料では、節5、し尿処理手数料はし尿処理及び浄化槽汚泥の処分に係る手数料でございます。

34ページ、目3、農林水産業手数料では、節2、明示手数料は水路敷地境界明示手数料でございます。目4、土木手数料では、節1、明示手数料のうち上から1行目の道路敷地境界等明示手数料と3行目の自転車・自動車駐車場明示手数料でございます。

36ページ、款14、国庫支出金、項2、国庫補助金、目4、土木費国庫補助金では、節1、地籍調査費補助金は都市再生地籍調査委託補助金、節2、道路橋りょう費補助金は橋りょう耐震化対策実施設計にかかわる社会資本整備総合交付金でございます。

46ページ、款15、府支出金、項2、府補助金、目3、衛生費府補助金では、節2、権限移譲交付金は浄化槽の設置に関する届出受理の事務の権限移譲に伴います交付金でございます。

目5、土木費府補助金では、節2、地

籍調査費補助金は都市再生地籍調査委託補助金でございます。

48ページ、項3、委託金、目2、土木費委託金、節1、土木管理費委託金では、河川環境整備工事委託金と鶴野橋外ポンプ管理委託金と自転車等移動保管業務委託金でございます。

50ページ、款16、財産収入、項1、財産運用収入、目1、財産貸付収入では、節1、土地建物貸付収入のうち下から1行目、道路交通課分は摂津交通安全自動車協会への土地貸付収入でございます。

58ページ、款19、諸収入、項4、目2、雑入では、節1、雑収入のうち上から2行目の道路管理課分から12行目の下水道事業課分までの収入で、電力売却収入、有線音楽放送施設に係る道路及び水路の占用料相当額支払金、自転車等移動保管料、自転車等鉄屑処分金、放置自転車対策協力金とクリーンセンター廃止負担金でございます。

続きまして、歳出でございますが、126ページをお開き願います。

款4、衛生費、項2、清掃費、目1、清掃総務費では、節9、旅費はし尿処理事務等に係る普通旅費でございます。128ページ、目3、し尿処理費では、その主なものとしまして、節7、賃金はクリーンセンターの臨時職員の賃金でございます。節11、需用費はクリーンセンターの消耗品費、光熱水費、修繕料等でございます。節13、委託料はクリーンセンターの管理及び、し尿収集に係る委託料とクリーンセンター解体工事設計に係る委託料でございます。

節15、工事請負費はクリーンセンターの解体工事費でございます。節19、負担金、補助及び交付金は、正雀終末処理施設の維持管理負担金及び整備負担金と、し尿及び浄化槽汚泥の処理負担金でござ

います。

節22、補償、補填及び賠償金は、し尿汲取り世帯数の減少に伴うし尿収集業者への補償金でございます。

132ページ、款5、農林水産業費、項1、農業費、目4、農業水路費では、農業水路の維持管理に係る経費で、その主なものとしまして節7、賃金は地元農業関係者による水路の樋守、及びゲートの管理に係る賃金でございます。

節11、需用費は農業用施設の光熱水費と修繕料等でございます。節13、委託料は、河原樋ポンプ場外1件の管理業務委託料でございます。

134ページ、節15、工事請負費は農業水路に係る用水側溝改良工事でございます。節19、負担金、補助及び交付金は、水路整備事業等の実施に伴う融資資金の償還金負担金及び神安土地改良区負担金等でございます。

138ページ、款7、土木費、項1、土木管理費、目1、土木総務費では、その主なものとしまして節13、委託料は、道路施設の維持管理にかかわる土木維持作業業務委託料でございます。節28、繰出金は公共下水道事業特別会計への繰出金でございます。目2、交通対策費では、その主なものとしまして節11、需用費は道路反射鏡定期修繕事業費等でございます。140ページ、節13、委託料は駐車場管理委託料、放置自転車等移動委託料、自転車利用者指導委託料及び公共施設巡回バス運行管理業務委託料等でございます。節15、工事請負費は道路反射鏡設置工事と交差点改良工事でございます。節19、負担金、補助及び交付金は、市内循環バス運行補助金などでございます。

続きまして、項2、道路橋りょう費、目1、道路橋りょう総務費では、その主

なものとしまして、節13、委託料は千里丘駅前広場管理委託料、モノレール駅前広場管理委託料、摂津市駅前広場管理委託料と都市再生地籍調査業務委託料等でございます。142ページ、目2、道路維持費では、その主なものとしまして節11、需用費は道路管理に係る維持管理経費等でございます。節13、委託料は市内環境維持業務委託料、橋梁修繕及び耐震化対策実施設計委託料でございます。節15、工事請負費は道路維持工事の事業費でございます。節19、負担金、補助及び交付金は、建築基準法に基づいて中心後退部分が発生する狹隘道路の拡幅整備への助成金でございます。目3、道路新設改良費では、節15、工事請負費は道路の新設改良工事費でございます。目4、交通安全対策費では、その主なものとしまして節15、工事請負費は交通バリアフリー整備事業としての歩道段差切り下げ工事等の交通安全対策工事の事業費でございます。

144ページ、項3、水路費、目1、排水路費では、その主なものとしまして節11、需用費は排水路施設の光熱水費と修繕料等でございます。節13、委託料は排水路やポンプ場等の維持管理に係る委託料などでございます。節15、工事請負費は排水路に係る雑工事でございます。節19、負担金、補助及び交付金は、番田水門設置に伴う内水対策事業の建設負担金、府営まちづくり整備事業として、大阪府が実施している番田水路の樋門改修等の事業償還金負担金及び安威川左岸ポンプ場維持管理負担金でございます。

158ページ、款8、項1、消防費、目3、水防費では、その主なものとしまして節16、原材料費は水防資材の購入費でございます。節19、負担金、補助

及び交付金では、その主なものとしまして淀川右岸水防事務組合に対する負担金と安威川ダムの建設に係る安威川ダム水特法第12条に基づく負担金などがございます。

続きまして、8ページをお開き願います。

第2表 債務負担行為に記載事業のうち、土木下水道部にかかわりますものとしまして、上から2段目、正雀南千里丘線外2路線道路改良事業が平成25年度の期間におきまして5億5,100万円を限度額として定めております。

以上、予算内容の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第9号、平成24年度摂津市一般会計補正予算（第5号）のうち土木下水道部にかかわる部分につきまして、目を追ってその主なものにつきまして補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、16ページをお開き願います。

款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目5、土木使用料では、節4、駐車場使用料は、市立自動車駐車場の利用者の減少を見込み、減額となるものがございます。

18ページ、款14、国庫支出金、項2、国庫補助金、目3、土木費国庫補助金では、その主なものとしまして節1、交通対策費補助金は、千里丘三島線道路改良事業による土地開発公社からの土地購入費及び工事請負費の確定による歳出減に伴い補助金が減額となるものがございます。節2、地籍調査費補助金は、都市再生地籍調査業務委託金が確定したことにより減額となるものがございます。

節3、道路橋りょう費補助金では、国庫補助事業の追加補正に伴い、道路舗装及び道路調査に係る社会資本整備総合交

付金が増額となるものでございます。

20ページ、款15、府支出金、項2、府補助金、目3、衛生費府補助金では、節2、権限移譲交付金は、昨年7月に浄化槽の設置に関する届出事務の権限移譲を受けたことに伴う交付金でございます。

目6、土木費府補助金では、節2、地籍調査費補助金は、都市再生地籍調査業務委託金が確定したことにより減額となるものでございます。

22ページ、項3、委託金、目2、土木費委託金では、節1、土木管理費委託金は、河川環境整備工事委託金及び鶴野橋外ポンプ管理委託金が確定したことにより減額となるものでございます。

続きまして、歳出につきましてご説明申し上げます。

54ページ、款4、衛生費、項2、清掃費、目3、し尿処理費では、その主なものとしまして節11、需用費はクリーンセンターの消耗品費が年度末確定見込みにより減額となるものでございます。

節13、委託料はクリーンセンターの臭気測定委託料及び沈砂槽等清掃委託料などが確定したことにより減額となるものでございます。節16、原材料費はクリーンセンターの補修用材料費が年度末確定見込みにより減額となるものでございます。

節22、補償、補填及び賠償金は、し尿汲取り世帯の減少に対する業者への補償で、前年度減少世帯数が確定したことにより減額となるものでございます。

56ページ、款5、農林水産業費、項1、農業費、目4、農業水路費では、その主なものとしまして節13、委託料は、ポンプ場管理業務委託料が確定したことにより減額となるものでございます。節19、負担金、補助及び交付金は、神安土地改良区への負担金で農地転用時の決

済金により神安土地改良区が繰上償還したことに伴い、地盤沈下対策事業費償還金負担金が減額となるものでございます。

款7、土木費、項1、土木管理費、目1、土木総務費では、その主なものとしまして節13、委託料は、地理情報システム整備委託料が確定したことにより減額となるものでございます。

58ページ、節28、繰出金は公共下水道事業特別会計繰出金が年度末見込みにより減額となるものでございます。目2、交通対策費では、その主なものとしまして節11、需用費で道路反射鏡定期修繕料が確定したことにより減額となるものでございます。節13、委託料は放置自転車等移動委託料などが確定したことにより減額となるものでございます。

節15、工事請負費は交通安全対策工事の金額が確定したことにより減額となるものでございます。項2、道路橋りょう費、目1、道路橋りょう総務費では、その主なものとしまして節13、委託料は千里丘駅前広場管理委託料、摂津市駅前広場管理委託料などが確定したことにより減額となるものでございます。

60ページ、目2、道路維持費では、その主なものとしまして節13、委託料は街路樹剪定委託料等が確定したことにより減額となるものでございます。また、国庫補助事業の追加補正に伴い、路面性状調査業務委託料及び道路照明灯点検業務委託料が増額となるものでございます。

節15、工事請負費は、道路維持工事の金額が確定したことにより減額となるものでございます。また、国庫補助事業の追加補正に伴い、道路修繕工事が増額となるものでございます。節19、負担金、補助及び交付金は、狹隘道路整備助成金の助成が年度末確定見込みにより減額となるものでございます。

目4、交通安全対策費では、その主なものとしまして節11、需用費は正雀南千里丘線外2路線道路改良事業による修繕料の年度末確定見込みにより減額となるものでございます。節15、工事請負費は、交通安全対策工事の金額が確定したことにより減額となるものでございます。節17、公有財産購入費は、千里丘三島線道路改良事業による土地開発公社からの土地購入費が確定したことにより減額となるものでございます。

62ページ、項3、水路費、目1、排水路費では、その主なものとしまして節13、委託料は、ポンプ場設備保守点検委託料等が確定したことにより減額となるものでございます。節15、工事請負費は、排水路工事の金額が確定したことにより減額となるものでございます。

66ページ、款8、項1、消防費、目3、水防費では、節19、負担金、補助及び交付金は、淀川右岸水防事務組合負担金及び淀川沿川整備協議会負担金が確定したことにより減額となるものでございます。

続きまして、6ページをお開き願います。

第2表 繰越明許費に記載事業のうち土木下水道部にかかりますものとしまして、上から2段目及び3段目、款7、土木費、項2、道路橋りょう費、道路補修事業及び街路灯修繕事業につきましては、国庫補助事業の追加補正に伴います事業につき繰越が見込まれるため、計4、500万円の繰越をお願いするものでございます。

以上、補正予算内容の補足説明とさせていただきます。

○野原修委員長 吉田都市整備部長。

○吉田都市整備部長 議案第1号、平成25年度一般会計予算所管分のうち都市

整備部にかかわる部分につきまして、目を追って主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、予算書の30ページをお開き願います。

款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目5、土木使用料、節3、公園使用料は、関西電力株式会社の電柱など公園占用料でございます。

次に、34ページをお開き願います。

項2、手数料、目4、土木手数料、節1、明示手数料のうち、都市計画道路敷地境界明示手数料及び公園明示手数料でございます。節2、都市計画手数料は、用途地域証明など諸証明手数料でございます。節3、開発申請等手数料は、都市計画法第29条の規定による開発行為の許可に関する事務にかかわる開発許可等手数料、開発不要証明手数料及び開発登録簿写し発行手数料でございます。

次に、38ページをお開き願います。

款14、国庫支出金、項2、国庫補助金、目4、土木費国庫補助金、節3、都市計画費補助金は、2段目の社会資本整備総合交付金で、新在家鳥飼上線道路整備事業に係る土地購入費相当分と耐震診断補助金及び耐震改修補助金でございます。

次に、46ページをお開き願います。

款15、府支出金、項2、府補助金、目5、土木費府補助金、節1、都市計画費補助金は、その内訳といたしまして、府景観条例事務取扱交付金、耐震診断補助金、耐震改修補助金及び府自然環境保全条例事務取扱交付金でございます。節3、権限移譲交付金は、建築課と都市計画課分でございます。

次に、48ページをお開き願います。

項3、委託金、目2、土木費委託金、節2、都市計画費委託金のうち、建築基

準法施行事務取扱委託金、都市計画法施行事務取扱委託金及び大阪府福祉のまちづくり条例委任事務委託金でございます。

次に、52ページをお開き願います。

款18、繰入金、項2、基金繰入金、目5、緑化基金繰入金、節1、緑化基金繰入金は、緑化推進事業への緑化基金繰入金でございます。

次に、56ページをお開き願います。

款19、諸収入、項4、雑入、目2、雑入、節1、雑収入は、下から3行目、都市計画課の都市計画図売却収入及び鉄道運輸機構負担金と58ページへかけまして建築課の建築確認申請者負担金でございます。

次に、歳出でございますが、予算書の144ページをお開き願います。また、あわせまして予算概要の88ページ及び90ページをご参照願います。

款7、土木費、項4、都市計画費、目1、都市計画総務費では、節1、報酬は緑化推進嘱託員報酬及び都市計画審議会委員報酬でございます。

次に、予算書の146ページをお開き願います。

節7、賃金は臨時職員賃金、緑化推進員賃金及び建築指導嘱託員賃金で、節8、報償費、節9、旅費、及び節11、需用費は、事務執行にかかわる経費でございます。節13、委託料はGISシステム保守管理委託料、地形図修正図化委託料、緑の基本計画改定業務委託料及び都市計画マスタープラン策定委託料でございます。節14、使用料及び賃借料は電子複写機レンタル料及びGISシステム借上料でございます。

次に、予算書146ページから148ページにかけて、節19、負担金、補助及び交付金は、摂津市既存民間建築物耐震診断補助金、耐震改修補助金、大

阪府都市計画協会負担金、大阪府都市計画街路事業促進協議会負担金、大阪中央環状モノレール建設促進会議負担金、大阪府開発指導行政協議会負担金、そして大阪府市町村営繕主務者会議負担金と148ページ、大阪建築物震災対策推進協議会負担金、大阪市街地再開発促進協議会負担金、大阪府景観形成誘導推進協議会負担金、大阪都市公園協議会負担金及び近畿ブロック開発許可・宅地防災行政連絡協議会負担金、そしてJR千里丘駅西口エレベーター設置事業に伴います鉄道運輸機構からの預り金による負担金、及びJR西日本が事業主体となります国庫補助制度にかかわります市負担金の補助でございます。節27、公課費は、公用車両の車検に伴う自動車重量税でございます。

予算書148ページと合わせて予算概要90ページから92ページをご参照願います。

次に、目2、街路事業費では、節8、報償費、節9、旅費及び節11、需用費は都市景観事業に伴います都市景観まちづくり審議会委員及び都市景観アドバイザー委員会並びに新在家鳥飼上線道路整備事業に係る事務執行経費でございます。

節12、役務費は手数料284万円のうち新在家鳥飼上線道路整備事業の用地買収に伴います不動産鑑定評価などに係る手数料164万円と、そして保険料1万円のうち都市景観事業の市民協働に伴います保険料が6,000円でございます。節13、委託料では、物件補償算定委託料850万円の記載のうち、新在家鳥飼上線道路整備事業の用地買収に伴います物件補償算定委託料が550万円でございます。節17、公有財産購入費は土地購入費4,400万円の起債のうち新在家鳥飼上線道路整備事業の用地買収

に伴います土地購入費が3,500万円でございます。節19、負担金、補助及び交付金は、都市景観事業におきまして、平成25年度から新規の取り組みといたしまして、市民協働によります都市景観形成市民団体に対する都市景観形成活動助成金でございます。節22、補償、補填及び賠償金は新在家鳥飼上線道路整備事業の用地買収に伴います物件移転補償費でございます。

予算書148ページとあわせまして、予算概要92ページをご参照願います。

目3、緑化推進費では、その主なものといたしまして節16、原材料費は花いっぱい活動に対する助成をはじめ、市内の花壇などの育苗用の肥料、土、花の苗や樹木などの購入費でございます。

次に、予算書の150ページをお開き願います。

節19、負担金、補助及び交付金は、摂津市緑化推進連絡会補助金でございます。

予算書の150ページとあわせまして予算概要の92ページから94ページをご参照願います。

続きまして、目4、公園管理費では、その主なものといたしまして節11、需用費は公園などの光熱水費及び修繕料などでございます。節13、委託料は都市公園など、施設の機能維持を図るための公園管理委託料、公園等砂場消毒清掃委託料、公園遊具点検業務委託料及び公園台帳作成委託料でございます。節16、原材料費は公園の維持管理に係る砂場の砂、樹木などの補修用材料費でございます。節19、負担金、補助及び交付金は、ちびっこ広場を管理している団体に対する管理補助金でございます。節27、公課費は公用車両の車検に伴う自動車重量税でございます。

以上、平成25年度一般会計予算のうち、内容に関する補足説明をさせていただきます。

引き続きまして、議案第9号、平成24年度一般会計補正予算（第5号）所管分のうち、都市整備部にかかわります部分につきまして、目を追って主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、16ページをお開き願います。

款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目5、土木使用料、節3、公園使用料は公園占用件数が増加したことにより増額となるものでございます。

次に、22ページをお願い申し上げます。

款15、府支出金、項2、府補助金、目6、土木費府補助金、節3、権限移譲交付金は、大阪府版地方分権移譲の事務におきまして事務経費の確定により減額いたすものでございます。項3、委託金、目2、土木費委託金、節2、都市計画費委託金は、都市計画基礎調査に係る委託料の確定により減額いたすものでございます。

次に、26ページをお開き願います。

款19、諸収入、項4、雑入、目2、雑入、節1、雑収入のうち都市計画図売却収入は収入額の確定により減額いたすものでございます。それから、鉄道運輸機構負担金につきましては、JR千里丘駅西口エレベーター設置事業におきまして、JR西日本が事業主体となり、国庫補助制度を活用して駅のバリアフリー化を図る事業でありますため、千里丘地域の南北分断解消に資する対策として鉄道運輸機構が協力、支援する負担金であり、市が一時預り金として預かった上、JR西日本へ負担金として支出するものでございます。当初は実施設計のみの計上で

ありましたが、JR西日本及び鉄道運輸機構と本市との間で協議をした結果、工事費等の一部変更を追加することにより国庫補助の交付手続の期間短縮につながり、かつ実施設計が終わり次第速やかに工事の早期着手が図ることが可能となることも判明いたしましたため、これら支障移転工事に係る事業費の増額に伴いまして、鉄道運輸機構の負担金が増額いたします。

次に、歳出でございますが、62ページをお開き願います。

款7、土木費、項4、都市計画費、目1、都市計画総務費では、節1、報酬、節9、旅費、節11、需用費は都市計画審議会の開催及び事務執行に係る経費が確定したことにより減額いたします。節11、役務費は緑の基本計画改定事業におきまして、市民アンケート調査実施に係る郵便料金が確定したことによりまして減額いたします。節13、委託料では、その主なものといたしまして緑の基本計画改定業務委託料及び都市計画マスタープラン策定委託料の執行差金により減額いたします。節14、使用料及び賃借料は、電子複写機レンタル料及びGISシステム借上料の執行差金により減額いたします。節19、負担金、補助及び交付金は、その主なものといたしましてJR千里丘駅西口エレベーター設置事業におきまして、当初は実施設計のみで計上いたしておりましたが、JR西日本及び鉄道運輸機構と協議した結果、先ほど歳入における鉄道運輸機構負担金の項目で説明いたしましたとおり、支障移転工事に係る事業費の増額に伴いまして、鉄道運輸機構から一時預り金による負担金及び国庫補助制度にかかわります本市負担金の補助金が増額いたします。

でございます。

本補正予算に関連いたします事項といたしまして、6ページをお開き願います。

第2表 繰越明許費といたしまして、4段目、款7、土木費、項4、都市計画費、JR千里丘駅西口エレベーター設置事業におきましては、先ほどご説明申し上げました事由によりまして、今回のご審査いただきます増額補正をもって、平成24年度予算額の全額を平成25年度に明許繰越とさせていただく予定をいたしているものでございます。

62ページにお戻り願います。

節27、公課費は公用車両の車検時の自動車重量税の確定により減額いたします。62ページから64ページにかけまして、目2、街路事業費では、節8、報償費、節9、旅費、節11、需用費は都市景観事業にかかわる経費の執行差金でございます。節12、役務費は新在家鳥飼上線道路整備事業におきまして、道路拡幅用地について沿道地権者と用地買収の交渉を進めているところでありますが、地権者との交渉熟度の関係から、補正額といたしまして手数料121万8,000円の起債のうち本事業にかかわります114万円は、不動産鑑定評価に係る一部の執行見込み額以外を減額するものでございます。節13、委託料は新在家鳥飼上線道路整備事業におきまして、用地買収の交渉を進めているところでございますが、補正額といたしまして物件補償算定委託料628万6,000円の記載のうち、本事業にかかわります560万円は地権者との交渉経過として物件補償算定にまで至らなかったため全額を減額するものでございます。

次に、目3、緑化推進費では、予算額は変わらず財源内訳のみが変更となるものでございます。

次に、目4、公園管理費では、その主なものとしたしまして、節13、委託料は公園管理委託料のうち水景施設管理業務委託、公園遊具点検業務委託料、別府公園整備事業に係る工事設計委託料及び公園台帳作成委託料の執行差金により減額いたすものでございます。節18、備品購入費は公用車両の購入に係る執行差金により減額いたすものでございます。節27、公課費は公用車両車検時の自動車重量税の確定により減額いたすものでございます。

以上、平成24年度一般会計補正予算の内容に関する補足説明とさせていただきます。

○野原修委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

山本委員。

○山本靖一委員 昨年の決算審査の委員会でいろいろお尋ねをしましたが、そのときにお答えいただいた方向でいろいろ努力をいただいた中身がこの予算にどのような形で反映されているかというようなことを中心に幾つかお聞きをしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

最初に平成25年度一般会計予算書の8ページです。先ほどご説明をいただきました正雀南千里丘線外2路線の債務負担行為で5億5,100万円です。これは正雀駅前のマンションが建設された辺りですか。もう少し具体的に中身を教えてくださいたいと思っております。

それから、31ページ、道路占用料について。歳入で組んでいただいているわけですが、関西電力株式会社の電柱がふえてきたりということがあろうと思っておりますけれども、多少金額がふえているように思いますし、それと同時に電力の値上げとかいろいろな動きがありますけれども、他市の状況はどうなのか。固定資産税の

関係では下がってきているんで引き下げの話があるのでしょうか。随分交渉としてしんどい部分があると思うんですけども、この点について今の到達点を教えてくださいたいと思っております。

それから、37ページ、道路橋りょう費補助金2,200万円です。橋りょう耐震化対策実施設計にかかわる社会資本整備総合交付金ということですが、具体的にこれでどの程度の対策が講じられるのか。単年度だけで終わってしまうと後の仕事はどうなっていくかということも気になりますので、この点を教えてくださいたいと思っております。

それから、128ページ、し尿処理費が前年度比で8,587万6,000円増加しています。この中にはクリーンセンターの解体工事費も4,979万6,000円含まれていますから、単純に比較できないと思っておりますけれども、他市に処理の委託をしていく関係がありますから、その金額について吹田市と交渉してこられた経過も含めて教えてくださいたいと思っております。

それから、135ページ、神安土地改良区負担金で1,710万9,000円。決算審査の委員会の中では、開発面積がふえて神安土地改良区が守備範囲とするところが排水・用水を合わせて、約3,000平方メートルぐらい減ったというお話もいただきました。具体的にこれはどういう形でその面積が減ってきているのか。どういう突き合わせをされてきて、平成25年度についてはどういうふうに見ているのでしょうか。神安土地改良区の中でどういう議論がされて、摂津市だけではなく、全体として予算の組み方、体制の見直しとかいろいろなことがあると思っておりますけれども、そういうことについて検証されて予算計上されたというふ

うに思っていますので、この間の経過について教えていただきたいと思います。

それから、139ページ、公共下水道事業特別会計繰出金で21億5,030万1,000円、平成24年度は補正予算第5号で3,000万円ほど減額しています。平成24年度末の公共下水道事業の借金は385億5,000万円ぐらいになると思うんです。元金で30億円ぐらい返しています。新規に資本費平準化債を発行しているのは約12億円です。そうすると全体の385億円のうち、資本費平準化債が110億円ぐらいになるのではないかと。約3分の1弱になってきている。この公共下水道事業特別会計繰出金をどういうふうに見ていくのか。この辺の整理を何回もこれまでお願いした経過があります。水道部との一元化の話もいろいろありますけれども、21億5,030万1,000円について、これは積算して出してこられたんだというふうに思うんですけれども、その辺の考え方について、到達点を教えていただきたいと思います。

それから、141ページです。駐車場管理委託料1億3,588万2,000円を組まれました。指定管理者ということでお願いしているわけです。この指定管理者に対する考え方を整理していくという方針が出されていますけれども、担当としてどういう位置づけでどういう方向でやろうとしているのでしょうか。市全体の考え方がありますけれども所管としてどういう問題意識を持っておられるのかをお聞きしたいと思います。

それから、公共施設巡回バス運行管理業務委託料1,281万円と市内循環バス運行補助金1,000万円を出しているんですけれども、この間、市長の市政運営の基本方針の中で検討するということ

を言ってられました。見解については協議会を開いて逐次教えてきていただきましたけれども、結局、3年間かかって近鉄バスの見直しというようなことだけになってしまいました。これは最初2ルートにしたときにもお客さんが減ってきているということで、近鉄バス自身も早い時期から見直しを言っていました。これはこの時期に見直しということじゃなしに、早い時期からいろんな見直しをして、1,000万円の補助金の使い方の関係から言えば、別の方向性を引っ張り出せた可能性もあったと私は思っているんです。それと新たに市民の方から要請されているのは、鳥飼地域のように、やっぱり巡回バスが欲しいと、もう少し便利にしてほしいという意見も議会でいろんな会派から出ていますし、市長もそういう思いを持っておられると思うんです。今の到達点でいいというふうには決して思いません。1つのステップとしてこれは受けとめてはいますけれども、この間の経過に立って、新たな方向性をどういうふうに描き出そうとしているのか。単純に1年か2年、バスの乗客の流れだけを見ていくということではなく、それと同時に千里丘地域とか、いろんな地域の要求を整理してどういうふうこれから方向性を出していくのか、そういうことをお聞きしたいと思うんです。

それから同時に、これは福祉の担当とも議論をしていただいたらいいと思うんですけれども、水道料金の減免制度が廃止されましたけれども、それを補完する部分がまだ見えてきません。例えば、豊中市では65歳以上の方に回数券を配布したということもあります。鳥飼地域を走っている公共施設巡回バスは無料ですが、市内循環バスは有料です。そうすると地域で利用される交通弱者の方に対

してやっぱり公平性を保つという点で敬老パスのような対応が必要ではないかなという思いもあるんです。全体の公平性という考え方、それに対していろんな思いを市民の中でもお持ちだというふうに私は認識していますんで、方向性として、福祉の所管で考えるのか、いろいろと考え方はあろうと思うんですけども、部長の考え方もお聞かせ願えたらと思います。

それから、142ページ、道路維持費の工事請負費で1億1,500万円です。多少増えたように思うんですけども、厳しい財政の中でも、道路の維持補修には市民の要望も強いですし、何とかしたいという担当としての思いもあろうと思うんですけども。都市整備部も出席されていますので、道路維持についての全体の体制として考え方をお聞きしたいと思うんです。新設は都市整備部が所管され、日常的な維持管理、修理などは土木下水道部が所管されています。それぞれ担当が集まられて会議などもされていると思うんですけども、この辺の調整について、日常的に本当にうまくいっているのかお聞きしたいと思います。随分ご苦労されているんじゃないかという思いがするんですけども、都市整備部と土木下水道部の道路の維持管理、新設も含めて、今の姿が本来あるべき姿なのか、そうはないのかというところを整理をしていきたいと思います。いろんなところで機構改革をやられているんですけども、だんだん人数が少なくなってきましたから、あんまり分かれていると、それぞれが思っていることがなかなか1つにできないというしんどさもあるのかもしれない。そんな思いがするんですけど、現状として、どういうふうに認識をされているのでしょうか。今のままで何の問題もなかつ

たというふうにお考えであればいいんですけども、あるべき姿というのはそれぞれ機構改革をいろいろやられていますので、そういう方向性はないのかということについてお聞きしたいと思います。

それから、145ページ、排水路費が前年度費で3,540万円の増額です。これは排水ポンプの修繕料が入っているんだと思うんですけど。中身について詳しく教えていただきたいと思います。

それから、147ページ、都市計画マスタープラン策定委託料、これは平成24年度補正予算第5号で減額されて、また平成25年度で635万9,000円の委託費を組まれているんですけども、これまでの計画の検証、それからこれからどういうことを柱にしながら作成されようとしているのか。市民のアンケートなど、もう少し詳しく教えていただけたらありがたいです。

それから水路の問題でもう一つお聞きしておきたいんですが、不法占拠の問題です。去年の決算審査の委員会でお聞きしました。そのときには社長がおいでにならなかったんで、そのまま帰って来たというような話でした。新たな決意でどういうふうに臨んでこられたのでしょうか。不法占拠は次につながってきますから、これは今まで教訓で、代執行だっでできるわけです。そういうことも含めてどんな態度で臨んでこられたのか。その点についてお聞きしたいと思います。

それから、記念植樹の問題も去年提起させていただきました。随分担当としてご苦労されていると。この方向をやっていくとすれば、どうしても無理があるということも誰が考えたって見えるわけです。改めて市民的なアンケートで尋ねたらどうでしょう。それにかわるものを。今までやってきたことの良さというんで

すか、それを引き出すことも大事だと思うんです。今後の方向性として耐えられるような状況でなくなってきた。緑化というのは非常に大事なことなんですけれども、そういう点で市民の方にもう1回意見を聞いてみるというのはそんなこともありかなというふうに思ったりはするんですけど、そういう点についてどうなんでしょうか教えていただきたいと思います。

それから補正予算第5号で、補正予算書6ページの繰越明許費です。道路補修事業で4,100万円の繰越明許費ですが、これもいろんな関係があるんだと思うんですけど、どの場所でどういう事業形態になっていくのか。何回もお聞きして思うんですけども、道路橋りょう費、道路補修事業4,100万円、それから街路灯修繕事業4,000万円、こういう内容を教えていただきたいと思います。

それから都市計画費のJR千里丘駅西口エレベーター設置事業については、先ほど相当丁寧に説明をいただいたんですけど、結局のところ、これは何年に完成するのか、当初描いていたところから遅れ、どういう形の取り戻しができたのか。市民にとっては、結論のところを知りたいわけで、結果としてどうなったかということ教えていただきたいと思います。

それから17ページ、自動車駐車場使用料で518万2,000円の減額です。随分大きな金額ですから、なぜこういう減額補正、利用者が減ったのか、車離れとか、そのほかにも理由があるんだと思います。どういうふうに分析されているのか教えていただきたいと思います。

それから59ページ、公共下水道事業特別会計繰出金を3,159万7,000円を減額された内容について、単純に

事業が年度末の調整で減ったから、この繰出金を減らした。また起債が認められた。そういう関係の中で、約3,160万円を減らしたというふうに思うんですけども、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

それから同じく59ページ、放置自転車等移動委託料で508万7,000円の減額なんですけど、この内容もう少し詳しく教えていただけませんか。移動する回数が減ったとか、いろいろあると思うんですけども、508万7,000円というのは大きな金額だと思うので、中身について教えていただきたいと思います。

それから61ページ、狹隘道路整備助成金で1,000万円の予算を組んでいたんですが、努力したけれども、全部執行に至らず460万6,000円の減額、そういう書き方だというふうに思うんですけども、なかなか問題になっているところが下がっていただけないというジレンマみたいなを感じるんです。助成金の制度で、まだ踏み込めない部分もいろいろあると思うんですけども、今感じておられる問題点など、建築基準法ではいろいろあるけれども、実際にはなかなか下がってもらえないし、寄附もいただけない、いろんなジレンマがあるところについて、今の到達点を教えていただきたいと思います。

それから同じ道路維持費で、路面性状調査業務委託料で800万円と道路照明灯点検業務委託料で400万円の増額です。どういう中身か具体的に教えていただければありがたいと思います。

それから67ページ、水防費、淀川右岸水防事務組合負担金、活動の中身について問題提起をさせていただきました。具体的にその後、今年の予算にどう活かされているのかということをお聞かせしてい

ただきたいと思います。

○野原修委員長 堀参事。

○堀土木下水道部参事 まず道路占用料についてでございます。平成25年度で1億円を見込んでおります。大体今の収入状況を見ますと9,900万円ほど入っておりますので、金額で1億円という形で計上しております。他市の状況でございますが北摂7市で北摂ブロック土木主担者会議をつくりまして、占用料統一という形で金額を決めております。北摂7市の管内は同一単価の占用料という形で進めてきたわけでございます。占用料につきましては、平成10年に値上げをしまして、その後の改定はやっておりません。その間に国のほうは占用料区分分けとか単価の改正を行っております。しかしながら、私どもは去年も北摂ブロック土木主担者会議で検討しておりますが、どうしても値下げになってくるということもございまして、占用料の単価の維持という形で、継続して協議をしているところでございます。

それから、道路橋りょう費補助金2,200万円の内容でございます。これにつきましては、今年から橋梁長寿命化修繕事業といたしまして、今年度、橋梁長寿命化修繕計画の計画を策定しております。それに基づきまして、平成25年度から修繕をやっていきたいと思っております。その中で、予算を4,400万円で見えておりまして、国費対象が4,000万円、その55%の国費がついてくるということで、平成25年度の予算については、国費が2,200万円出るということでございます。

次に、道路維持費の工事請負費で1億1,500万円の内容でございます。道路管理課でやっておりますのは、主に道路の修繕、一部補修、補完的な工事とい

う形をやっております。一部につきましては、新規に当たるところもございしますが、そういう事業を主にやっているところでございます。道路ができた後の管理が道路管理課になっていくことですので、都市整備部と事前に十分な協力をして、人が少ない折ですが、十分協力をしながら、できたものが皆さんに役立つような形で、事前協力を十分して事業を執行しているところでございます。

あと、繰越明許費についてでございます。道路補修事業4,100万円と街路灯修繕事業400万円でございます。事業の内容がどうなっているんだということございましたが、これにつきましては、道路補修事業として国費を受けるために、ひびわれ率が40%、わだち掘れの深さが40ミリという条件がつけてあります。そのため、国費を受けるときには、路面性状調査をするということが条件でございます。それも合わせて道路補修事業として4,100万円でございます。街路灯修繕事業400万円につきましては、筐子トンネルの崩落事故を受けて、国のほうから道路ストックの点検について補助内容の拡大がございました。それにあわせまして、私どものほうでは、街路灯の落下防止や支柱の根元の腐食の点検業務を400万円で行っていきたくて考えている次第でございます。

狭隘道路整備助成金につきましては、ご指摘のとおり、私どものほうでいろいろ、開発の申請されたときには相談させてもらったり、予算として毎年1,000万円を見ておりますので、使ってもらって、道路後退という形をお願いしているところでございます。しかしながら、実際、該当する箇所が少ないという形もございまして、平成24年度10件の事前協議がございました。そのうち8件につ

きましては該当しませんでした。理由としましては、宅建業者の家を建てるための開発業務、もしくは商店をつくるなり営業用のものを建てるのかという形でございましたので、該当になったのは2件でございます。それにつきましては、今年度は助成金は執行しておりませんが、来年度、最終的には助成をしていくようになると思います。

○野原修委員長 山本課長。

○山本道路交通課長 それでは、山本委員の1回目の質疑にお答えさせていただきます。

まず、予算書の8ページの債務負担行為の件でございますけれども、正雀南千里丘線外2路線の道路改良事業の債務負担行為でございます。平成25年度当初予算には計上はいたしておりませんが、先ほど委員がおっしゃいました阪急正雀駅前の部分、正雀南千里丘線の平成23年度に買収した箇所については、平成24年度で暫定整備を実施しておりますところでございますけれども、その路線と駅に向かう南北の路線、正雀本町7号線と14号線がございますけれども、その場所で想定として、用地買収、移転補償等考えておまして、現在、国費要望もしておりますけれども、補助金の内容が未確定でございます。満額交付されるような場合には、また所有者との交渉の経過もございますので、交渉に当たって満額がつくということになればということで、5億5,100万円を計上させていただいているところでございます。

それと指定管理の件でございますけれども、予算書140ページの駐車場管理委託料1億3,588万2,000円でございますけれども、本来でしたら、駐車場につきましては公募というものが望ましいというふうには考えますけれども、

2者で指定管理をしていただいております。それぞれ市が関与してつくった機関でもございますので、また、特に駅ビルの下につきましては、その駅を持っている駅ビルの場所を管理しているということもございますので、その中で、そこに特命が必要ではないかという意見も私どものほうから申し上げているところでございます。

それと巡回バスと循環バスの件でございますけれども、市政運営の基本方針で、平成22年度から市内公共交通の課題を検討するために地域の事情に即した路線バス網について検討という言葉から、平成23年度は、引き続いて検討、平成24年度については、秋を目処に一定の方向ということで、順次いろいろ検討させていただきました。委員がおっしゃるように、近鉄バスも、当初から、2ルートになったときから乗客数が減っているということで検討もしているだろうということでございました。当時、平成22年当時にもルート変更という案も並行して考えておりましたけれども、その中で巡回バスが無料で走っているところとの不公平さを何とかできないかということから、まず手始めに開始しまして、その後検討した結果、有料にすることは困難であろうということになりました。その後、自治会の方だとか、全自治会との説明会、懇談会ということさせていただいた中でのご意見を賜って、地元から何か意見はございませんかということで立ち上げもお願いしたところでございますけれども、そういう声が上がってこなかったと。それでは市のほうで何かできないかということで、昨年秋にお示しましたような中央環状線西地区を走るような、昼間の部分だけですけれども、巡回バスのような小型の15人乗りのものをということ

もお示しさせていただいたところでございますけれども、同じところに有料と無料ができて、また負担もふえてくるだろうということで、まずは、路線バスである循環バスの乗降者数をふやすことがということで始めさせてもらったものでございまして、一年一応実証させていただいて、その中でまた、改めて検討していくことが必要かなというふうに思っておりますのでございます。

それと、自動車駐車場使用料の件でございますけれども、平成23年度も減額補正をさせていただきました。平成24年度に当たりましては、駐車場の使用料の条例改正をいたしまして値上げをいたしました。利用者の利便性向上を図って使用料収入を増やすという意気込みでさせていただきました。実際上は、月々で波はございますけれども、今まで下降ぎみであったのが平行線程度ぐらいまでにはなっておるんですけれども、料金を値下げした部分がやはり収入減となっている現状はございます。ただ、利便性向上を図れて、周辺の違法駐車防止対策も図れているというふうには考えているところでございます。

それと放置自転車等移動委託料の減額の件でございますけれども、平成23年度から競争入札によりまして業者を決定いたしております。平成24年度につきましても、一旦、私どものほうでパワーゲート付きのトラックや、運転手、作業員を付けた設計を行っております。設計を行った中で、現場説明会で入札によって単価が落札されたものでございまして、日数的には、平成22年度よりも若干日数を減らしてございます。私どもが設計いたしますと、額が上がるものですから、その額を抑えるために若干減らしました。撤去台数も年々減ってきておりますので、

日数も減らしたというところでございます。

○野原修委員長 山口次長。

○山口土木下水道部次長 まず、排水路費におけるポンプの修繕料についてでございますけれども、この件に関しましては、昨年8月にかんりの大雨が降りました。そのときに東別府地区にかんり浸水しております。東別府地域には別府小学校東と中央環状線西の2基のポンプがございまして、そのポンプが平成2年度に設置されたものでございまして、かなり経年劣化をしております。そのため、修繕料の予算を計上させていただいております。中央環状線西で1,450万円、別府小学校東で、1,690万円のポンプ修繕の予算を計上させていただいております。

次に、水路占用でございますけれども、一津屋の三線水路のところなんですけれども、決算審査の委員会の後、私も一度お会いして、話を聞いてもらいたいということで数回行っております。建設会社の資材置き場になっているけども、一度作業員の方にお会いいたしました。私の名刺をお渡ししまして、連絡くださいよということで終わっておるんですけども、それから連絡がございません。それから私のほうで、土地所有者も訪ねました。大阪市旭区に在住で、そちらに行きましても、土地所有者の方と表札が違うんです。ですから、市から文書も送付できない状態でございますので、今現在、それではいけないということで、不法占拠の場所に、早急に撤去してくださいという文書を掲示している最中でございます。引き続いて、撤去に向けて努力してまいりますと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○野原修委員長 檜本課長代理。

○樫本下水道事業課長代理 淀川右岸水防事務組合の活動内容等につきましてお答えさせていただきます。

組合費ですけれども、来年度につきましては、今年度より約35万円ほどの減額になるということを伺っております。内容につきましては事務組合自体の職員の人件費等々で減額を努力されているということで聞いております。また、活動につきましてはですけれども、年間の活動につきましては、水防演習等々を行っております。例えば有名なものでは、西淀川区の淀川の鉄扉を閉めるとか、そういう訓練等も行っております。それから、摂津市に関しましては、水防訓練を摂津市開催の分、あるいは大阪府で開催の分につきまして参加されてやっておられるということでございます。

○野原修委員長 石川参事。

○石川土木下水道部参事 し尿処理に係る費用で、正雀下水処理場が平成25年9月末をもって機能停止になり、以降の処理費が増加するということから、吹田市の応分負担として、正雀下水処理場が存続した場合の処理費と、新たな処理費との差額分を負担していただくことになり、本市が負担するものを差し引き、クリーンセンター廃止に係る負担金ということで、平成25年度、2億円が入ってまいります。

し尿処理費でございますけれども、近隣の自治体にし尿、浄化槽汚泥をそれぞれ処理していただくということで、処理単価につきましては、今現在、正雀下水処理場で三千数百円ということでございますけれども、し尿については、初年度が3万4,000円、浄化槽汚泥については1万7,000円程度を見込んでいます。さらに、し尿については遠方になってまいりますので、し尿収集運搬委託料も増

加するものでございます。

続きまして、神安土地改良区負担金でございますけれども、今年度は1,710万円、前年度が1,726万円で、16万円ほど減額でございます。負担金の内訳としましては、経常賦課金、それから排水施設の維持管理負担金、こういったものが主な内容でございますけれども、経常賦課金につきましては、排水の賦課金と用水の賦課金に分かれておりまして、これは神安土地改良区域内の本市の排水区域面積、用水区域面積、こういったものから排水賦課金、用水賦課金が算定されているわけでございます。前年度と比べまして、排水面積で言いますと約5,000平方メートル減少しております。用水面積で言いますと、前年に比べまして、約1,800平方メートル減少すると、こういう見込みのもとに、それぞれの単価を乗じまして、経常賦課金を支払うということになります。

排水施設の維持管理負担金につきましては、前年より約20万円減少いたします。この負担金は基本費と作業費に分かれておりまして、基本費については、前年に比べて数万円の減少、作業費については16万円程度の減少になっております。こういった神安土地改良区に対する負担金が今後どうなるのかというご質問ですが、排水面積、用水面積とも下水の整備もしくは宅地開発等に伴いまして年々減少しているという状況から、経常賦課金については、今後も減少していくと思っております。一方で、排水施設の維持管理負担金につきましては、施設も老朽化しているという中で、定期的な点検とか修繕が発生するため、大幅な減少ということにはなっていないんですけれども、農地が減れば必然的にこういった施設も徐々に減っていくので、長期スパンで見れ

ば、減少すると考えております。

それから公共下水道事業特別会計繰出金でございますけども、平成25年度は、公債費で元金償還金が増加しているということと、流域下水道の維持管理負担金が増加していることから繰出金が増加しております。補正予算第5号で3,000万円ほど減額しておりますけども、この内容としましては、年度末見込み等から不用額が発生したということで減額にしたものでございます。

○野原修委員長 西村課長。

○西村公園みどり課長 それでは、山本委員の1回目の質疑にお答えいたします。

誕生記念植樹の件でございますけれども、現在、誕生記念植樹につきましては2つの方法がございます。1つ目は、市内の公園で1本の記念樹を植樹祭に参加された全員で植樹するもの、2つ目につきましては、配付いたします記念樹をおうちの庭等に植えていただくものがございます。2つの方法につきましては、新生児の出生届提出の際にご希望を選んでいただくという方法をとっております。誕生記念植樹祭のほうはだんだん植える場所がなくなってきているのが現状でございます。決算審査の委員会でもご指摘ございましたように、現在行っております市場池でも、あと2年でいっぱいとなっております。この事業につきましては、緑化推進事業で行っておりますイベントでございますので、現在、見直しを行っております緑の基本計画、この中では公園の検討も行っておりますので、懇談会の意見もお聞きいたしまして、方向性を検討してまいりたいと考えております。

○野原修委員長 新留課長。

○新留都市計画課長 山本委員の都市計画のマスタープラン策定に関する質疑で、

平成25年度は635万9,000円で作業やっておるということで、これまでの検証と、これからの策定していくに当たっての方向性についてだったと思うんですが、このマスタープラン策定につきましては、平成24年本年度から平成26年度の3か年をかけて、現行の摂津市都市計画に関する基本的な方針ということで、いわゆる都市計画マスタープランの見直しに着手しております。今年度につきましては、既に市内の人口動向や土地利用状況などの現況調査を実施しております。それから市民参画のもと、庁内の検討作業部会を実施して取り組んでおるところでございます。このマスタープランにつきましては、上位計画でございます大阪府の北部大阪都市計画区域マスタープランが平成23年3月に見直し、改定されております。また、本市の第4次総合計画も平成23年の2月に見直しをされております。現行の都市計画マスタープランは平成12年に策定され、策定後10年以上経過し、近年の社会経済情勢の急激な変化や人口減少、少子高齢化など、将来予測されている問題に対しまして、住民に最も近い立場である我々が創意工夫のもと、住民の意見を反映しまして、まちづくりの具体的なビジョンを確立し、あるべき市街地の将来像を示すとともに、地域ごとの整備における課題に応じた整備方針、都市生活、経済活動などを支える都市施設の計画などをきめ細かく、総合的に定めることが求められてきております。現時点におきましては、総合計画など上位計画の考え方を取り入れるとともに、市民意見反映のため、市民参画やアンケートを実施して見直しを図ってまいりたいと考えております。

それから、都市計画費のJR千里丘駅西口エレベーター設置事業における3、

000万円の繰越明許費について、なかなか姿が見えてこない。ちゃんと完成するののかということだったと思うんですが、JR千里丘駅西口エレベーターにつきましては、平成23年から平成24年にかけて、JR西日本、鉄道運輸機構、本市との三者協議会で、これまでにエレベーターの早期着手について協議を重ねてきております。これまで7回ぐらいいやっております。この三者間の協議におきまして、昨年6月に補正予算を組まさせていただきます、予定をしておいたわけですが、その三者間の基本合意が夏ぐらいには締結できるという方向で進めておりましたが、実際、この三者における基本合意が締結できたのが平成24年の11月になりました。その後、三者協議によりましてJR西日本が事業主体となるため、国の国庫補助の事業計画に係る国土交通省の承認がありましたのが本年2月の初めでございます。平成24年度内での予算執行は困難ということで、今回25年度へ繰越をさせていただいております。当初は、実施設計のみを予算計上させていただいておりましたが、今回、実施設計にプラス設置箇所の支障移転工事を追加してもらいまして、この繰越手続によりましてスタートはおくれておりますが、国庫補助の交付手続の期間短縮が可能となること、それから実施設計が終わり次第速やかに支障移転工事に着手してもらおうという思いでおるところでございます。

完成時期でございますが、JR西日本と最終の完成時期については平成26年度末ということで協議を行っているところでございます。

○野原修委員長 藤井部長。

○藤井土木下水道部長 それでは私のほうから若干、補足をさせていただきます

まず、1つ目にお尋ねがございました債務負担行為の正雀南千里丘線外2路線の5億5,100万円の内容でございますが、このことにつきまして、先ほど山本課長が申しあげましたように、今現在、国費要望をしておる状況でございます。内容といたしましては、中身全てが用地購入費及び補償費でございます。ということでございますので、国費要望が全て認められた時点におきまして、その直近の議会におきまして補正予算を組まさせていただきます、まず、その予算を確定させていただいてから事業を進めていきたいと、こう考えておる内容が5億5,100万円の債務負担の内容でございます。

続きまして、バスについてでございます。ご指摘のように、もう3年が経ちました。鳥飼方面を走っております公共施設巡回バス、これは無料で運行させていただいております。1,000万円の補助金を交付している近鉄バス、これは路線バスでございます。この辺について不公平感があるではないか。要は巡回バスは無料、路線バスは有料だと。まず何回も申しあげておりますように、取り組みましたのは、公共施設巡回バスのほうに何とか費用をいただけるような内容にできないかということで、かなり取り組んでいったわけですが、このときにどういうふうな現象が起こったかといいますと、例えば阪急バスにおきましては路線バス化はできますけれども、その中身においては、全て摂津市で補償願いたいと。例えば2,000万円かかれば2,000万円の補償をお願いしますということが第一の条件でした。それと、公共施設巡回バスの方々にアンケート等をとりますと、有料になると乗らないというような意見もいただきました。

ということになりますと、お金をかけて路線バス化しても、乗っていただけないようなバスが運行されるようでは、これも困るということから、先ほど山本課長も言いましたように、市内循環バスのほうに無料バスを走らせないかというようなことにも取り組みました。以前の建設常任委員協議会でもお示ししましたように、別府方面を中心としまして千里丘駅方面に走ろうかというようなこともつくろうとしたわけなんですけれども、そのときにおきまして、市内循環バスのほうが、減便とか撤退とかいうような話で、また費用がふえてくるというようなこともありまして、結果的には、現在の1,000万円の補助を行っております。

1,000万円をフルに活用していただいて、もっと乗客がふえるような方向で、3月18日から改定いたしますルート変更及びダイヤ変更、これは議員の方全員にご配付した内容ですが、最低1年は取り組みまして、それを検証して行って、我々が期待しておりますのは、現在約1万人の方が乗降しているわけなんですけれども、それ以上の需要が見込まれるという期待を込めて、3月18日からのルート変更、ダイヤ改正に持っていきたいと、こういうふうな内容になっておるといことです。ただ、今後におきまして、引き続き、先ほど委員がおっしゃいましたように、豊中市では65歳以上の方に回数券を配布したということもあります。福祉の面で何かできることがあるのかとか、我々が担当しているのは福祉ではございませんけれども、市民の交通の利便性確保という観点に基づきまして、まだ検証は続けていきたいと、検討も続けていきたいと、こういうような思いでございます。

それと、新設道路は都市整備部で、そ

れを受け持つ管理が土木下水道部というような内容で、委員がおっしゃったわけでございますけれども、現実といたしまして、例えば千里丘三島線、これは都市計画道路でございます。そういうポイントですみ分けいたしますと、都市計画道路においては都市整備部のほうで都市計画に基づいてつくっていただき、そして都市計画に基づいてつくっていただいた部分を受け継いで道路を担当する土木下水道部で管理していくと、これが基本的な考え方です。では、なぜ千里丘三島線は土木下水道部で担当しているのかと申し上げますと、現在の都市計画決定は阪急電車をまたぐ、かなり幅広い都市計画決定で、阪急電車京都線の連続立体交差化も見据え、それと同時に千里丘三島線の都市計画内容を見直そうということで、今現在考えておりました、その折までは、この計画決定変更ができないということも決まっておりますので、最大19メートルという幅員を決め、道路区域をまず定めまして、これは事業区域も決定しております。今現在やっておりますのは、道路事業として施工しておるといような内容ですので、土木下水道部がやっておるといようなことですので、逆に都市整備部のほうで上げられてますのが、新在家鳥飼上線です。これは今回も上がりますけれども、都市整備部のほうでかかる道路と、こういうふうなことで、きちっと協力のもとやっておるといような現状でございます。

それと補正予算書の6ページの繰越明許費について、この内容をもう少し具体的に説明させていただきます。これは21日の本会議初日にお配りいたしました3枚目の図面に、補正予算の箇所というものを示させていただきました。これは地域の元気臨時交付金が入っておるとい

うのが、この補正予算書で示させていただいてます箇所、道路補修事業4、100万円の箇所を示しておると、こういうような内容でございますので、よろしくお願いいたします。

○野原修委員長 石川参事。

○石川土木下水道部参事 公共下水道事業特別会計繰出金の説明の中で答弁が漏れておりました。資本費平準化債との関係で繰出金が今後どうなっていくのかというようなご質問であったかと思えます。

資本費平準化債につきましては、平成16年度から元金償還金と減価償却費相当額の差額を起債しているものでございまして、今後もこの資本費平準化債が必要であり、中期財政見通しでも予定されているところでございます。この資本費平準化債は10年目に元金の残りを一括で返還しなければならないということから、平成26年度から、資本費平準化債の償還額が急増いたします。この増加分については、借り換えを予定しており、一般会計のほうも、公共下水道事業に対する繰り出しというのはこれ以上ふやすことはできないと言われており、基金の温存を図っているというようなこともございまして、資本費平準化債は今後も必要という認識でございます。10年目の元金の残額の一括償還も借換債で対応したいというのが今の考え方でございます。繰出金としては、今後も現状程度、二十数億円程度の額になると考えているところでございます。

○野原修委員長 吉田部長。

○吉田都市整備部長 今後の道路事業に向けて問題はないのか、不適合な部分が発生しないかということで、都市整備部の名前を出していただきましたので、私のほうからも現状をお話したいと思えます。

委員ご指摘のとおり、職員の数も相当減っており、増員にはなかなかならないであろうということと、もう一つ私自身が危惧しますのは、用地買収においても、技術の継承、そういうことが今後大きな課題になるだろうと思っております。ただ、現在の状況ですけれども、都市整備部としては、先ほど藤井部長からもありましたように、新設道路を軸にして我々は事業に取りかかっていると。交通安全対策、維持なりの部分につきましては土木下水道部というすみ分けをいたしております。

ただ、新設道路につきましては、必ず土木下水道部の道路担当との協議を積み重ねた上で事業を現在も行ってありますし、円滑に新設道路を引き継いでいただけるような取り組みの中で、双方が意見を出し合って整理をしていくということがございます。だから、その部分については、今後も、これがあるべき姿かと思っておりますけれども、ただ、今後、阪急京都線の連続立体交差化など、大きな事業がございますので、そういう部分につきましては機構改革の中でどうなるかわかりませんが、我々都市整備部としても、市内でどうあるべきかを議論すべきと思っております。

○野原修委員長 山本委員。

○山本靖一委員 道路占用料の関係は、固定資産税が下がってきておるといふうなことで、持ちこたえているのが精いっぱいというふうなお話だと思っております。この間、いろんな開発もありました。随分電柱も立てています。市道認定をして、市の財産になっている土地もふえていますから、全体としてどういうふえ方をしているのか、それから今年、開発も恐らくまた上がってきますし、その辺をどういふふうに見ておられるかお聞きをしたいと思います。

それから、道路橋りょう費補助金2、200万円について、図面に記載しているということで部長から示していただいたんですが、橋梁長寿命化修繕計画をもって、進めていくというお話ですけれども、今後とも、この補助金がおりてくる保証はないと思うんですけれども、予算のつけ方とか、そういうことについて、どういふふうにお考えなのか、もう一度改めてお聞きしたいと思います。

それから、今それぞれの部長から道路の新設と維持管理の関係で、常に連携をして協議をし、何の問題もないと。そういう趣旨のご答弁だというふうに受けとめたんですけど、本当かなというふうに率直に思うんです。これは原課が問題意識を持たないと、機構改革にならないだろうというふうに思いますし、職員はなかなかしんどさを表に出せない部分があるのと違うかなというふうに率直に思うわけです。これからまた、さっきおっしゃったように、連続立体交差事業の関係で、力点がそっちに行ってしまうと、また人が割かれるというふうな、こんなことになってくる。しかし、開発は上がってくる。開発協議についても権限移譲されて、いろいろ窓口としては仕事がふえてくる。それはきちっと対応していかなければならない訳で、いろんな厳しい体制になってくるわけです。そうすると、分かれている部署が都合を聞きながら集まって協議するというよりも、一つの部の中に確立していく方向が望ましいのではないかと、私は思ったりはするんですけれども、現状の中で問題意識を持たなければ、機構改革にはつながらないし、市民のサービスに還元していくということもなかなか難しいのではないかと思います。スピードの関係もありますし、丁寧さの問題もありますし、それから職員の労働

条件の関係も出てくると思うんですけれども、とにかく問題があっても流してしまうというか、そういう方向に流していくんじゃないかと、いろいろ問題があるのではないかなと思うけれども、言えば自分の所へ返ってくるということにもつながっているんじゃないか。乱暴な議論なんですけれども、そういう実態があるのではないか。したがって、今持っている体制の中で問題点の整理、それから問題意識というのがないのか改めてお聞きをしておきたいと思います。

それから、狹隘道路整備助成金について、10件が上がってきたけれども、8件は対象にならないということでした。問題になっているところは、全く手つかずの場所です。さかのぼってはできませんけれども、何とかしたいというところが幾つかあると思うんです。それがそのまま残っている。正直なところが後退しなければならない、市民の中にこんな不公平を生んでいる。いろんなことが、また役所内に返ってきて、指導できないという悪循環になってる。これは同じことの繰り返しをどこかで断ち切っていく必要があります。そのために狹隘道路整備助成金として積極的にお金を出して協議してください。さかのぼっての指導はほったらかしにしてしまうということじゃなしに、そこへの指導をどういふふうにしていくか、目をつぶっていくということじゃなしに、そういう姿勢をどういふふうに今持っておられるか、改めて聞いておきたいと思います。

それから、債務負担行為の正雀南千里丘線外2路線の5億5,100万円について、これは用地買収費等ということで、国費を引っ張ってくるために、これはどうしても必要な作業ということで受けとめたんですけれども、2分の1としても

2億8,000万円ぐらいは自前で持たなければならない。さらに道路の建設というふうなことになるとうと相当大的な金額になります。危険な状況は私もよく知ってますし、何とかしなければいけないという思いがするんですけども、この時期にそういう姿勢を貫いていくというのは、もう少しいろんな意味の検討が要るのではないかとこのように思うんです。特に人の動線が物すごく変わってきています。そうすると、何回も同じ話をしますけれども、府営住宅の前の広場を活用していく、十三高槻線ができ上がった段階のこととかをトータルに考えていく必要があります。道路が広がって、安全になる、これは大事なことなんですけれども、今の摂津市の財政状況から見ていったときに、外に策はないのかなというふうな思いがするんです。そうして国の費用を引っ張ってきて、何とかしたいという、そういう思いは理解できます。しかし、いろんな物差しの当て方、これから10年先の人口の動態とか車の流れとか、いろんなことを総合的に見ていく、そういう時期に来ているのではないかとこのように思いがするんです。実際に人口がふえていくか、正雀の状況見ていったときに、もっと違った活性化の仕方というんですか、違った視点があるのではないかと。商業というふうなことにはなかなかいかないと思いますので、この道路が起爆剤になれば、それはそれとして認めますけれども、いろんな角度から議論していく。この5億5,100万円に担当としては、そういう思いがあるかもしれませんがけれども、摂津市全体として見ていったときにどうなんかなというふうな思いはするんですけども、改めてそういう議論はなかったのかということをお聞きしておきたいと思います。

それから、駐車場管理委託料についてです。指定管理者で、担当としては市が関与したそういうところであるから、ここをお願いをしていきたいというふうな思いをお聞きしましたけれども、民間に委託したらいいと、そんな乱暴な話ではなしに、民間と競争していただく力をつけていただくということが必要になってくると思うんです。この間、いろんな努力をされてきたというふうには思うんですけども、その努力が本当に指定管理者ということで、競争に打ち勝てるような状況になっているのか、この委託をされているところがどんな努力をされてきたのか、頑張ってもらえたのか、その点について聞かせてください。

それから、バスの関係です。市長の発言で当初に約束されたということには重いものがあると思うんです。これで終わったという、そんな返事はなかったので、1年間見ながらというふうなことで受け取りましたけれども、今できることと言えば、例えば、吹田市からJR千里丘駅まで阪急バスが以前は入って来てました。これが復活できないかということも思いとしてはあるんですけども、いろいろ働きかけていただいたけども、採算面で乗ってこなかったというふうな、そんな経過があったというふうには思うんですけども、改めて、例えば幾らかの補助金を積みば入って来てくれるのか、いろんな交渉事があると思うんです。近鉄バスに1,000万円補助金出しているんやったら、その需要も見えないけれども、いろいろ思い浮かばないかなというふうな思いがあるんですけども、この点はいかがでしょうか。

それから自動車駐車場使用料についてです。値下げの結果によって利用していただける方の推移、どういふ変化が起こっ

ているかということお聞きしたいと思います。

それから、ポンプの修繕、これは金額を教えていただいたんですが、業者選定は一般競争入札になるんですか。ポンプをつくっている業者は結構ありますから、そういうふうにしていくのかなと思うんですけれども、東別府の雨水幹線がこれから工事に入っていきます。これは長らく活用していかなければならないものだと認識しているわけですが、改めて、この耐用年数、それからまた入札とかということについても聞いておきたいと思います。

それから水路の不法占用の関係です。これは何回も行ってるが反応が無いというようなことですから、市も我慢の限界があると思うんです。市民の方に対して、市として頑張っている姿を見せたいと。これはいろんな方法があるわけです。代執行だっているわけですが、連絡の取りようがないということで苦労されているようですが、今までも大体同じパターンなんです。今までに不法占拠というのはなかなか相手が見つからないとかいうようなことで来られた、これは過去の経過調べていただいたらわかると思うんですけれども、しかし市としての姿勢をきちっと見せていくというのは必要だと思しますので、ここだけに限らず、一定の期限を切って、市がきちっとした姿勢を見せたいと、そういうことをしていただきたいと思います。

それから、淀川右岸水防事務組合の活動です。35万円ほど減額になったということなんですけれども、廃止をせよとか、むだ遣いをしたとか、そんなことではなしに、組織の活性化みたいなものをだれが提案していくのかということなんです。参加されている方は一生懸命やっ

ていただけてますし、活動の中身について、これだけ頑張っているというふうな思いもお持ちだと思うんですけれども、実際に、人の関係でいえば、もっとボランティアに頼むとか、いろんなやり方があると思うんですよ。ですから、その具体的な水防組合のあり方について、だれが問題意識を持って提起をするかというようなことだと思うんですけれども、600万円近く負担金を出してるんですから、そのお金の使い方について、自分たちがどういう問題意識を持っているか、今の現状の水防組織の組織でいいというふうに認識されているのか、もう一度聞かせてください。

それからし尿処理の関係でクリーンセンター廃止負担金で2億円の歳入を組みました。金額については、いろいろと経過もありましたが、入ってきたお金はどこへ歳出として出ていくんでしょうか。どんな経過をたどって、どういうところにこれから出ていくのか、気になるところなので教えていただきたいと思います。

それからし尿収集運搬委託料です。これは遠いところへ行くわけですから、ふえることは仕方ないと思うんですけれども、石川参事がいろんな苦労をして交渉していただいているのはよくわかります。本当にご苦労されたというふうに思うんですけれども、今年の交渉の結果、遠いところに行くことになったけれども、し尿収集運搬委託料について、どういう状況なのか教えていただきたいと思います。

それから公共下水道事業特別会計繰出金の考え方です。淡々と状況だけを教えていただいたんですけれども、平成26年度から資本費平準化債の一括返済が始まってきます。借り換えということで、これが年々ふえていくということになるわけですか。こういう姿をいつまで描い

ておられるのか、毎年元金としては減っていますから、全体の姿が見えてくるのかなというふうな気もするんですけども、随分、摂津市にとっては重い負担だと思うのですが、全体的な議論がどうしても必要になってくるといふふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

それから、神安土地改良区負担金について具体的にお聞きしました。淀川右岸水防事務組合の関係で言いましたように、必要経費というのはどうしても出さないといけませんから、それを削り込んでいくというのはできないと思うんですけども、全体として組織のあり方というものが求められてくるといふんです。ずっと長い間、役割を果たしていただきましたけれども、時代の変化に合わせて組織のあり方、お金の使い方というのは、出していく側から問題を提起しなければ、なかなか改善につながっていかないのではないかなというふうな気がするわけです。したがって、どういう問題意識を持っておられるか、全く今のままでいいのかということをお聞きしたいと思えます。

それから、誕生記念植樹の関係です。これもいろいろ今、苦勞されているんですけども、見直して何年ほどもつ予定ですか。公園とかいろんなところ、活用しても、何年ぐらいもつというふうに認識されているのでしょうか。その時期になってから考えるということではなしに、こういう時期から、時間のあるときから方向性を市民の方といろいろ相談していくというのは大事なことだといふふうに私は思うんですけども、廃止するとか、そういうこともなかなか厳しい状況ですから、いきなりということではなしに、広く皆さんから意見を聞いていくという、そんな代替の方法も、緑化というのは物

すごく大事なことです。その辺の方向について、もう一度聞かせていただけないか。

J R千里丘駅西口エレベーター設置事業について、これは随分頑張って交渉していただいた結果がこのことにつながってきているんだといふふうに、改めてこれは感謝したいと思うのですが、1日も早い設置が皆さんの希望だと思えますので、改めてそのことをお願いしておきたいと思えます。

○野原修委員長 暫時休憩します。

(午後0時 休憩)

(午後0時57分 再開)

○野原修委員長 再開します。

堀参事。

○堀土木下水道部参事 山本委員の2回目の質疑に答弁させていただきます。

まず道路占用料の問題でございますが、開発による関西電力の電柱占用本数の増加につきましては、開発行為等で道路が移管される場合、認定されるまでは法定外公物という形で管理しております。そのため、その期間内の分は、占用料として既に徴収しております。年度途中でしたら差額分を上乗せした1年分の占用料が発生しますが、新たに開発での増減は組んでいないような状況です。

見込みなんですが、占用料の増減の最近の傾向といたしまして、ふえていくのが、大阪ガスが新たにガス管を入れた箇所、それにつきましてはふえております。それで、一番変動が大きいのは毎年出ます一時占用料、来年度は約90万円ほどみておるんですが、これがまた前後する可能性が多いと考えられます。

もう一つ減額を見込んでおりますのは、有線音楽放送施設です。年度ごとで40万円弱の減額という形が見込まれております。

次に、橋梁長寿命化修繕計画を進めるための道路橋りょう費補助金2,200万円について、これは継続するのかどうかということでございます。

橋梁長寿命化修繕計画では、一つの大きな目的として事業費の平準化という形がでございます。中期財政計画で一応4,000万円という形を上げさせていただいて、事業に進みたいと考えておりました。ただ、この55%として2,200万円という形の国費要望、これはしていきたいと思っております。現状、各市が全部同じ時期に取り組んできます。それについて、国からの割り当て額が大阪府にどれだけくるか、これによって減額していく可能性があるというのは、委員がご指摘のとおりでございます。

あと、道路の管理の問題、また新設の問題という形があります。道路管理課は3つの係があり、道路管理、維持作業やっております。管理の部分は道路が延びればその分、ふえてきますし、問題がたくさん出てきております。それに対処していくのにはなかなかしんどいことが出てきております。人をふやして欲しいということも要望しておりますが、なかなか現状はふえてこないこともございますので、各係の作業分担で協力しながら進めたいと思っております。

それから、狹隘道路整備助成金の件でございます。本年度10件あって2件が助成対象となって、あと8件ございました。これにつきましては、狹隘道路の整備という形で側溝整備はさせていただいております。4メートルの舗装と側溝の整備はさせていただいております。ただ、その管理の方法として自主管理するという形とかが出てきたり、帰属はするが、業者の店舗や戸建住宅等、適用できなかった、助成金が適用されなかったというふ

うな状況でございます。

茨木市に行って相談をしたこともあるんですが、道路の線形について、4メートルの道路ができればそれでいいとされているんですが、道路管理者としては通行が安全にできる道路の線形、これを目指したいと思っております。これにつきましては、開発が行われる箇所につきましてもお願いしております。ただ、既に建築基準法に基づく4メートルの道路があって、そこで開発するのはどうだということになってくると、なかなかいい返事はいただけないというような状況でございます。

しかしながらやっぱり、まちづくりの上では同じ幅の道路、線形が通った道路が必要だと思いますので、今後も指導と要望を相手方のほうに続けていきたいと思っております。

○野原修委員長 山本課長。

○山本道路交通課長 それでは、山本委員の2回目の質疑にお答えさせていただきます。

正雀南千里丘線外2路線の5億5,100万円の債務負担行為の件でございますけれども、今までいろんな議論ができなかったのかというお問い合わせございました。以前にはまちづくりの中でいろいろ議論がされてきた経過がございますけれども、実際の実現には至っていませんでした。十三高槻線も工事が始まった中で、平成19年から駅前が狭いと、狭小な道路だということで、私どものほうで、当時の道路課のほうで所管いたしまして、用地交換によって一部土地は確保いたしております。その中で、阪急正雀駅前につきましては、道路利用者の安全確保のために、時期を逸することなく取り組んでまいりたいということで、今、進めておるところでございますので、よろしく

お願いいたします。

指定管理の件でございますけれども、民間としての努力というお問い合わせであったかと思うんですけれども、現在、ビルの管理と一体管理として、防災面の管理も一緒にしていただいている経過もございますし、民間でございますけれども、市から人が行っていた事もございまして、周辺の方には市同様の形で見られているんだと、私らも市の立場でやってるんだというような形でも努力していただいているところでございまして、また駐輪場につきましては、顔の見える形でのきめ細やかな対応をさせていただいているところでございまして、仕様変更等見直しを図りまして、減額に努めているところでございまして、今回の予算の中でもありますように、指定管理料の中で債務負担行為、上げさせてもらっておりますけれども、平成25年度は1億4,534万8,000円、上がっておりますけれども、實際上、予算に上がってますのは1億3,588万2,000円と、900万円強の減額を図っているところでございます。

それと、バスにつきましてですけれども、今までどういう努力をしてきたのかというお問い合わせでございました。吹田市からJRのガードを越して来ておったわけなんですけれども、平成8年から9年ごろに起点を変更することによって路線の維持を図られたという経過があると聞いております。平成21年9月にJR千里丘のガードが対面通行供用されましたので、平成22年当初にもとの形に戻せないかというお話も阪急バスにさせていただきましたけれども、需要として採算が見込めるかどうかというお話もございましたし、今、阪急バスでは吹田の市内線、山田とか千里中央からJR岸辺駅に通っ

ている線がございます。また、メゾン千里丘線という茨木市のほうから来て、JRをくぐって東の広場にくるものもございます。また、すいすいバスも走っておりますので、大阪高槻京都線には3本の路線が走っておるという状況でございますので、なかなか新たなものは難しいと思っておるところですけれども、機会をとらえて要望しておるところでございます。

駐車場使用料の推移ということでございましたけれども、やはり値下げによりまして収入は少なくなっております。利用者増を見込んでおりましたけれども、7月から値下げしておりますので、4月、5月、6月の減りぐあいよりも減少率は少なく、ほぼ同じぐらい、昨年度並みにまで戻りました。また、10月、12月、1月につきましては、昨年度より利用者数はふえている状況でございます。これはフォルテ摂津の分でございますけれども、あとモノレール摂津駅と南摂津駅につきましては、使用料がふえている状況になってございます。

○野原修委員長 山口次長。

○山口土木下水道部次長 別府小学校東と中央環状線西のポンプでございますけれども、通常の耐用年数はまず15年から20年というふうに向っておりますけれども、本ポンプ場は平成2年に更新させていただいておりますので、もう既に22、3年経過しておりますので、今回更新工事をさせていただきます。

それとこのポンプ場ポンプは二つとも1,000万円以上でございますので、一般競争入札とする予定でしております。

それと、平成25年度から東別府雨水幹線実施設計を予定しております。その後、工事にもかかっていきますけれども、その工事が終わりましたら、時間降雨50ミリに対応できますけれども、それに

加えてこのポンプで対応してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それと、水路の不法占用でございますけれども、先ほども話をさせていただきましたけれども、今は現場に速やかに撤去するように文書を張らせていただいておりますけれども、今後は地主及び不法占用者に対しまして行政指導文書、これは法律に基づかない文書ですけれども、出させていただきます。その後、摂津市法定外公共物の管理に関する条例で指示書を出させていただきます。その後、弁護士とも相談をしながら、行政代執行も視野に入れて対応してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○野原修委員長 樫本課長代理

○樫本下水道事業課長代理 山本委員の2回目の質疑の、淀川右岸水防事務組合の件につきましてお答えさせていただきます。

淀川右岸水防事務組合は、摂津市の中では防御区域としましては淀川と安威川左岸、安威川右岸で神崎川の一部、約13.7キロメートルを防御地域としております。この長い区間を私どもだけで監視するのは到底人員的にも無理なものがあります。そのために、どうしても水防事務組合の団員さんの力を使って、それから水防事務組合の資機材を使った中で防御に備えてまいりたいと考えているところでございます。

そのためには事務組合と連携を密にしながら、また私どもとしましても、随時即応で対応できるような、そういういろいろな要望する点はございますけれども、その辺は話をしながら、また協議をし合って確認しながら、今後とも連携を密にしていきたいと、パートナーシップをとってやっていきたいと考えており

ます。

○野原修委員長 石川参事。

○石川土木下水道部参事 し尿処理の関係のクリーンセンター廃止負担金、2億円でございますけれども、平成25年度については、減債基金に積むということでございます。これは正雀下水処理場の整備負担金を今後も払っていかねばならない、その元利が大体2億5,000万円あるということ、さらには吹田市のほうで正雀下水処理場の廃止に伴いまして、起債の一括償還の可能性もあると言われており、その場合には元金の一括償還ということで、これが大体2億円ぐらいになります。こういった中で、2億円は基金に積んでおくということでございます。

次に、し尿収集運搬委託料の内容でございますけれども、上半期はクリーンセンターのほうで処理を行いますけれども、下半期については他の自治体で処理することになっております。その関係で上半期と下半期の委託料を変えております。

上半期につきましては、基本委託料、これは2台収集に必要な委託料ということで、これが1台当たり月142万円。対して下半期は10万円増額しまして152万円としております。

次に、作業委託料、これが上半期が1世帯当たり月70円、これについては下半期も変わりません。70円で同額でございます。

あと従量分でございますけれども、上半期については1リットル5円としております。下半期についてはこれを8円としております。

上半期5円にしましたのは、もともと8円という単価でございましたけれども、定期収集の中で従量分も汲み取っているという実態がございましたので、そうい

う実態を見ていく中で8円という単価を5円に切り下げたという経緯がございます。

下半期につきましては、できるだけ定期の収集の中で従量分も対応したいと考えております。定期収集は1日1台で2往復を考えておりますけれども、この中に従量分もできるだけ入れていき、その場合には従量分の5円はなくなります。8円払うのはどういう場合かと言いますと、これは2台で対応できない、3台目、4台目が必要になった場合に支払うことにしております。さらにその場合には、最低の運搬料ということで1台1回当たり6,000円を支払います。これはどういうことかと言いますと、少量であっても3台目をもって処分先まで運搬するというものについては、当然それにかかる人件費であったり燃料費、通行料というものが発生しますので、そういったものを積み上げて、最低6,000円は1台当たりお支払いしましょうと、こういった委託契約を予定しております。

次に、公共下水道事業特別会計繰出金でございますけれども、資本費平準化債を平成16年から発行しております。当初の10年間で3年間据え置きがございますから、7年間は年間6%の元金を償還するため42%となり、10年目に58%の残りを一括で償還するものです。ただ、この場合には一般会計で財源手当はできませんので、これは借り換えを予定しております。

こういったことをやっていきますと、平成28年に公債費が約50億円となりますが、そのうちの6億円ぐらいが借換債を財源にしているものでございます。それ以降、公債費は減少していくと考えております。起債の償還年限が30年となっております。昭和60年代は起債

が10億円から20億円ぐらい、公共と流域を合わせて10億円から20億円ぐらいの発行額で、昭和63年に30億円、平成2年には40億円、平成3年には60億円、平成4年、平成5年と50億円、さらに平成6年、平成7年で40億円ぐらいの発行額というふうに、このあたりが下水道工事のピーク期でございまして、こうしたピーク期の発行額が40億円、50億円、60億円というような額でございまして。こういった償還が終われば、資本費平準化債を除く公債費については大きく減少します。今後は起債発行額にもよりますけれども、当時のような多額の起債発行は予定してはならないところでございますので、傾向としては平成28年をピークに公債費も徐々に減少に転じるのかなと考えております。

あと、神安土地改良区の組織のあり方で、どういう問題認識なのかというお問い合わせでございますけれども、神安土地改良区では用排水路の維持管理ということを中心にやっていただいております。これに加えて、最近では水路を活用したまちづくりということにも力を入れておられます。これは本市にとっても大変ありがたいと言いますか、本市も水路がかなりございますので、水路を活用したまちづくりということについて本市も期待しているところでございます。

一方で、コスト削減についても神安土地改良区で取り組んでおられます。現在職員が22名おられると聞いておりますけれども、土日等にいろんな催し物が出ていかなければならないという中で、ほとんど毎月のようにそういった催し物があるとも聞いております。そういった中で、人員をふやしたいというような考えもあるわけなんですけれども、これについては代休というような形で、今の

人員で何とか対応しようと努めておられます。

神安土地改良区も努力はされてますけれども、さらにコスト削減に向けて本市も神安土地改良区の負担金が減るような方向で今後とも協議をしていきたいと考えております。

○野原修委員長 西村課長。

○西村公園みどり課長 山本委員の2回目の質疑にお答えいたします。

誕生記念植樹でございますけれども、あと何年ぐらいというお問い合わせでしたんですけれども、市場池では、先ほどから申しておりますとおり2年でございます。その隣の市場池オアシス広場、こちら側からも植樹をしてほしいという要望もございます。ですから、そちら側ではあと3年ぐらいできるかなと。

それからあと、大きな公園、ふるさと公園ですとかせんだん公園ですと低木を移植いたしまして、あと2本ずつぐらいの植樹は可能だと思いますけれども、移植までして植樹祭をするかという点もございます。また実際、植樹祭の申し込みでございますけれども、年に150から170件の方がございまして、来場はその半分程度、70から80名の方がご来場されているという状況でもございます。ですから、申し込みをされます出生届の際や植樹祭に参加されている方につきまして、アンケートなどを含めまして懇談会へ図ってまいりたいと。懇談会のほうには花いっぱい活動の団体とか緑化の団体の方が来られておられますので、この辺の意見もお伺いして決定してまいりたいと考えております。

ただ、植樹祭の申し込みにつきましては、年中受け付けして、連続しております関係上、方向性が決まりましたら、そのあと1年は同じ方向で続けたいといけ

ないだろうと考えております。

○野原修委員長 山本委員。

○山本靖一委員 幾つかまたお伺いしたいと思います。

道路の問題、少数で対応しているということですが、都市整備部のほうでもいろんなことが権限移譲されて仕事がふえてきている。その中で現状のメンバーで本当に対応できるのかというのは、なかなかもう率直に言えば厳しいことがあるのかなと。道路の維持補修も、老朽化してきたところで仕事が増えている。そうすると、これ以上、人はふやせないということであれば、組織の効率化とかいうんですかね、もう少しいろんな工夫もあるのかなと改めて想ったりするんですけども、絶対的な人はふやせない中で、知識の継承もしていかなければならないということで、いろんな面で、もう恐らく限界にきているのではないかなという思いがするんですね。十分ですというふうに、担当としてはそう答えるしかないかもしれませんが、本来あるべき姿という点で言えば、いろんな形態が考えられます。例えば、大阪府や他の自治体では組織内のグループ化をして、お互いに日常的に仕事をこなしているようなこともあります。それから仕事の整理の仕方なども、やっぱりこれは幹部の方が考えていただいて、問題提起をしていくということでは前へ進まないという思いがします。改めてその点、都市整備部長、それから土木下水道部長の考え方を示していただきたいと思います。これは政策になるかもしれませんが、原課からの発信というのは非常に大きな問題を含んでいると思いますので、この点、もう一度聞かせていただきたいと思います。

それから、狹隘道路整備助成金について、法律に基づいてやっていただきたい

いというのと、それからこれまでそういうことを法律がありながら守らなかった人たちに対してどうするかというので、今残っている所については、何回指導しても、そのままにしているという、放置していると。これは、建築基準法の改正がされた経過の中で、指導できないというしんどさもあるかと思うんですけども、この辺の問題をどういうふうに整理していくべきなのか、都市整備部として建築基準法の問題だけではなく、改めて狹隘道路の問題であるとか、それから開発協議基準の見直しの問題とか、そういう中でフォローできる課題がないのかということのを改めてお聞かせ願いたいと思います。

それから、正雀南千里丘線外2路線の5億5,100万円の債務負担行為について、これは国との協議ということで、どうしても安全を確保していくという点で機を逃してはいけないという思いはよく理解するのですが、であれば、この道路をどういうふうな形で正雀の活性化に結びつけていこうと考えておられるのか。道路改良事業ということで国を説得するためには、この道路がどれだけ必要なのか、重要なのか、どんな意味を持っているのかということのをプレゼンテーションしなければ簡単に国は応じててくれないというふうな私は思いがするんですけども、国費を受けるために、どんな方法で国のほうに訴えてこられたのかということのを聞かせていただきたいと思います。

それから、指定管理者の問題、それからバスについては、これは市として市民の要請に応えられるような努力をしていただきたいと思います。苦勞していただいているというのはよくわかるんですけども、しかし実際に形になってこなければ、これは何回言うても一緒に

す。バスの問題については市長があれだけ約束しはったのに、何の答えも返ってきてない。担当も苦勞されてきたということもわかりますけれども、改めて形ができていくような、さらなる努力をお願いしたいと思います。

駐車場使用料の件では値下げによって利用者がふえてきているというふうなことです、引き続き見ていきたいというふうに思っています。

ポンプのことはもう結構です。

水路の不法占用の問題、これからいろいろと手を打っていくということですが、やっぱりスピードの関係で、市の姿勢が見えてきますので、確かに弁護士との相談とかいろいろあるかもしれませんが、長い経過もあるわけですが、向こうもほったらかしにしているわけですから、こういうことについては厳しく対応していくという、そういう対応策を打っていただきたいということをお願いしておきます。

それから淀川右岸水防事務組合の関係、これは何回も言いますけれども、今、いろんな訓練をされているというのはよく知っています。なくしたらいいとか、そういう意味じゃないわけです。本当に今のこういう異常気象の中で、対応できるのかなという点で、土のうも水防倉庫の中に持っておられるんですけども、人力でということには単純にはならないと思うんです。重機を使って搬出したりとか、即応性を持った、そういう組織に強化をしていくということだって、問題意識としてあるんだと思うんです。水防倉庫の資機材だって、今の状況に合うのかなというふうな思いもするんですけども、市として淀川右岸水防事務組合の組織のあり方、それから資機材の問題、こういうことについて全く問題意識があり

ませんか。感じておられることがあればぜひ聞かせていただきたい。私はいろんな思いを持ってるんですけども、そういう状況で十分機能して、大丈夫ですというふうなことが言えるのかどうか。

資機材の問題でも、予算を下げたらいいということではないと思うんです。生きたお金を使っていただきたいと、そういう思いです。改めてこの問題意識を持っておられるかどうか、聞きたいと思います。

クリーンセンター廃止負担金について、吹田市も議会の議決が要りますから、予算が通ることが前提になると思いますが、入ってくればこれは基金に積み立ててということで、繰上償還のための対応として積み立てているということなんです。

このことに関連して、1市1町に願います、し尿収集運搬委託料について、いろいろ交渉したり、見直しをかけたりにやっていたというのとはわかりますけれども、従前とどう変化したのか、それについて、9月以降と9月以前ではどう変わるのか、改めて表にさせていただいたらそれで結構なんですけれども、教えていただきたいと思います。

それから、公共下水道事業特別会計繰出金の関係は、流れとして教えていただいたんですけども、気になっているのは雨水幹線整備に大きな金額が交付されていくのではないかなと。そういう点でこの対応は公共下水道事業特別会計のほうで考えていくのか、一般会計で考えていくのかということはあるんですが、金額がかさんでくる。この繰出金について、一般会計ではもう恐らく限界にきているのかなというふうな気がするんですけども、そういう雨水幹線の整備にまた新たな起債を張りつけていくというふうになってくると、減っていくことにはなら

ないのかなと思ったり、いろいろ心配するわけです。そういうことも含めて、もう一度答弁をいただけませんか。

神安土地改良区も今、ご答弁いただきましたけど、人員についていろんな苦勞をされてると思います。実際、神安土地改良区にお聞きしたら、目いっぱい、大変な思いをしていますというふうな話を聞くわけです。したがって、負担金を減らせというふうな単純な問題ではないと思います。私たちが神安土地改良区に対して提案できること、それは何かという思いなんです。さっきから言いましたように、全体的に見ると開発で排水の面積、それから用水の面積も減ってきていることは事実ですから、そういうことの中で、摂津市だけではなく、神安土地改良区に関係する自治体の中で全体として議論していく、そんなことが必要でないかなと思っています。そういう議論の場というのはこれまで何回ほどあって、どういう問題提起がされてきたか、改めて聞かせていただきたいと思います。

○野原修委員長 榎本課長代理

○榎本下水道事業課長代理 淀川右岸水防事務組合の問題意識につきまして、山本委員の3回目の質疑にお答えさせていただきます。

水防事務組合の問題意識につきまして、私どもも、委員の問題提起が前回あったときから今に至るまでの間に、一度水防事務組合に話をさせていただきました。今の現状等々、私たちの理解している分と実際のものとの違いがあるかどうかとか、その辺のことも兼ねましてお話を聞きに行った経緯がございます。

事務組合のほうとしましては、やはり洪水、出水につきましては安威川及び淀川等々の水位の高さによって事前に待機水位とか、あとまた氾濫の注意水位等を

決めておりまして、それにのっとりまして早目早目の活動を、出動等々されているような形態になっております。

私どもとしましては、そういうような動き、迅速な動きをされているということも理解はしている中で、全般的に先ほどもお話しさせてもらったとおり、広い防衛区域がございますので、その辺の準備も怠りないのかなとは考えております。

また、水防資材につきましてもですけれども、ゴムボートとかそういうようなものを新たに購入するというのも伺っております。つまり、今の時代に即応したような必要なものは随時買ってくると、購入していくということも聞いております。

いろいろそういうことを聞いた中で、私どもとしましては今の現状についてある一定の中では、水防事務組合は事務組合の中で問題意識を持ちながら改善を進められているということを感じている次第でございます。

私どもとしましては、毎年チェックをしながら、新たに問題が発生したときには、パイプを太くつくって、必要なときに必要なことを言えるような関係を維持していきたいと考えております。

○野原修委員長 山本課長。

○山本道路交通課長 それでは、山本委員の3回目の質疑にお答えさせていただきます。

正雀南千里丘線外2路線の5億5,100万円の債務負担行為の件でございますけれども、どのようにして国に要望するのかといった内容だったと思っておりますけれども、現在、正雀駅前を含む路線につきましましては、摂津市の交通バリアフリー特定事業計画にうたわれておりまして、その中に入っております。今、十三高槻線も整備しておりますけれども、その

途中、府営住宅周りのデイハウスましまでは歩道ができておりますけれども、そこから駅に至るまでは歩車分離できていない状況でございます。

また、正雀駅につきましましてはエレベーターが設置されましたけれども、エレベーターを降りてからの歩行者導線、歩道ができていない状況でございます。今、用地買収した場所を暫定で整備しておりますけれども、それを結んでそこまでもっていくという計画で出せますので、国費はそれでいただけるものと考えておるところでございます。

○野原修委員長 林課長。

○林建築課長 狹隘道路整備に関して答弁させていただきます。

まず、基準時の問題でございますが、建築基準法第42条2項の基準時に、都市計画に編入されたのが昭和35年12月24日というふうになってございます。このときに2戸以上の建ち並びがあり、幅員が1.8メートル以上、ただし一般の用に供する法定外道路が0.9メートルで指定するのが原則ですが、昭和45年ごろに大阪府から建築基準法第42条、道路の調査依頼がございまして、本市は昭和35年以降に町並みが形成されており、法に基づく基準時、昭和35年でございますが、指定を行うと建築基準法の道路扱いができるところはほとんど指定できない状況になり、建築物を新築しようとするれば、大阪府に道路判定願を提出し、建築基準法の道路として扱えるか、判断を仰いでから確認申請を提出することとなり、市民の方に多大な負担をかけることとなるため、道路の調査時点、昭和45年でございますが、既に建ち並んである位置については、基準法の道路として取り扱う旨、取り扱いをしていただいた経緯がありますが、平成11年に建

建築基準法が50年ぶりに改正された折に、再度、建築基準法の道路を基準年に基づいて再調査するよう、平成10年に大阪府より依頼があり、本市としては基準時に基づくと大半が道路扱いできなくなることから、昭和45年当時の調査と同じ道路として取り扱いをお願いいたしました。大阪府は市の事情はわかるが、あくまでも法の基準日に基づく建築基準法第42条の道路参考図を作成してもらいたいという返事がございまして、理由といたしまして、特定行政庁である府に対して不服申し立てをされると裁判で負けるので、以前の経過があるけれども、建築基準法に基づく道路を参考に記入してもらいたいという指導がございました。

現在、市としては以前道路扱いをしている道路が建築基準法上の道路として取り扱っていない路線が多数出てきている状況から、以前、後退指導している路線でも、平成11年以降は法に基づく後退が指導できなくなり、あくまでお願いとして協力を仰ぐことになりました。協力をしていただく申請人と拒まれる申請人ができてきます。まちづくりの観点から申しますと、好ましくない状況が出てきています。

このようなことがないように、負担を少なくするよう、狹隘道路の整備ができたような状況でございしますが、狹隘道路の協議の中では、中心後退2メートルと側溝40センチのお願いとなっておりますが、側溝40センチにつきましては、建築基準法上、法的義務がなく、基準法では任意のセットバックとなるので、敷地面積には算入し建蔽率、容積率がカウントされるよう、狹隘宅地の計画をする上には有効に働きますので、自主管理となっているのが現状でございまして。

○野原修委員長 石川参事。

○石川土木下水道部参事 クリーンセンター廃止負担金の2億円でございましてけれども、これは吹田市で繰上償還をされる可能性も残っているということで、もちろん吹田市として繰上償還を望んでおられるわけではありませんが、近畿財務局から一括償還と言われる可能性があると聞いております。その場合には、本市も一括償還をしなければなりません。そのときに2億円ぐらいになるということから、基金に積まれております。

し尿収集運搬委託料でございましてけれども、定期の収集と不定期の収集があり、定期の収集については基本委託料と作業委託料がございまして。基本委託料というのが上半期が月1台142万円で2台収集でございまして。作業委託料については70円ということでございまして。従量分、不定期収集については1リットルで5円と言いましたけれども、これは50リットルごとに250円ということでございまして、これが上半期でございまして。

これが下半期には基本的に従量であっても、定期収集の中で対応したもの、処理したものについては、これはお支払いしません。今までは50リットルごとに250円ということでお支払いはしておりますけれども、下半期からは定期収集の中で対応したものについてはお支払いしません。2台で対応できない、3台目、4台目が必要なときに初めてこの従量の委託料をお支払いします。これは1リットルで8円、50リットルごとに400円ということになります。

話が前後して申しわけないんですけども、下半期の基本委託料は上半期に比べて10万円、1台当たり月10万円ふえて142万円が152万円になるという内容でございまして。

それと、公共下水道事業特別会計繰出

金でございますけれども、今後、雨水幹線の整備もしていかなければならないという中で、今、予定しております雨水幹線の工事は3年ぐらい、実施設計に1年、工事が3年ぐらいということで、事業費全体としては26億円ぐらいを予定しております。

これは3年の工期ということで、年間に直しますと約9億円ということになるんですけども、その半分は補助金ということで、残りが起債ということになってきます。

今現在、起債の発行額としては公共分と流域分と資本費平準化債で大体15億円から16億円程度になっていますけれども、この雨水幹線の工事を行えば、現状よりもさらに6億円ぐらいはふえると思われま。

今よりは確かに起債発行額はふえますけれども、一方で元金の償還のほうも昭和の60年代の償還が終わることや、発行額も昭和60年当時よりは少ないと思っております。市の方針としても、元金償還以上の起債発行はしないというような方針がございますので、できるだけその方針に従って今後もやっていきたいし、雨水幹線については4年ぐらいで終わっていくのかなと思っておりますので、一時的に今よりも発行額がふえることにはなりませんけれども、長い目で見れば現債高も確実に減っていくと、このように考えております。

神安土地改良区の関係でございますけれども、会議の中で、我々が主に言っているのは、水路の適正な維持管理に向けまして、水路の改修ですとか、防護柵の更新ですとかを、お願いをしているところでございます。もちろんコスト削減ということについても、先ほども言いましたように、神安土地改良区としてもい

ろ努力はされているけれども、さらにコスト削減に向けて我々も一緒になって考えていこうということで協議をしているところでございます。

先ほども言いましたけれども、水路を今後どうしていくのか、本市としては貴重な水辺ということでもございますので、できるだけ水路を活用するような形で維持管理をしていきたいと思っております。神安土地改良区も同じような思いで取り組まれておりますので、今後もコスト削減、さらに水路の活用も含めて、神安土地改良区と協議をしていきたいと思っております。

○野原修委員長 藤井部長。

○藤井土木下水道部長 道路の件でございますが、大きくは今おっしゃったように政策論になるのかなというふうな思いもあるわけなんですけれども、現状で申し上げますと、2年前に少し改革をいたしまして、当時、道路課であったものを道路管理課、交通対策課を道路交通課という名称に改めまして、今現在では道路をつくったり改良したりするのは道路交通課のほうでやっていると。土木下水道部の中ですから。管理はその名のとおり道路管理課のほうで占用と管理をやっているというふうな組織に変更いたしました。

よく言われるように、まちづくりはまず道路づくりからだということで、近隣市の例で申し上げますと、都市計画に基づく部署、当市で言いましたら都市整備部のようなところと、それに伴いまして事業計画及び工事、ハード面は道路専門部署がされると。それに伴います用地買収は用地課というところが独立しております。専門部署がつくられてまして、そういうようなところで用地の買収を行っているというようなところで、ど

近隣の市は道路整備を進めておられるということです。当市はそういう課がつくれるほどではないので、防災管財課という名前で、そちらで用地交渉等については進めていこうじゃないかというような少し改善されたというのが2年前の改善点でございます。

やはり近隣市ほどの道路整備の計画はございませんけれども、そういうふうな形で進めていくほうが、より効率のある整備ができるのではないのかと考えています。

もう一つは、整備が終わりますと今度は管理です。管理のほうが大変でございます。不法占用も起こりますし、先ほど建築課長が申し上げておりました、建築基準法に基づく中心後退をしてもらえないところ、していただいたところとの違いが現場にあらわれます。その辺の指導についても現実としてできないと言いますか、お願いに行かなければならないというようなことが発生していると。

狹隘道路整備助成の制度をつくりましたのは、やはり最大限はその用地を全て寄附いただけると、これを考えまして、寄附いただける方においてのみ側溝の整備であるとか、測量分筆代等の費用を助成するわけなんですけど、建築課長も言いましたように、側溝部分についてはお願いになるので、この部分については寄附はしないので自主管理する。どういう形態でつくるのか、それもばらついております。自分でつくるものだからいいのではないのかというような形で暗礁に乗り上げてるといふ現実もあります。助成ですので、そのお金は要らないと。自分で全部管理しますというような方もいますし、それについても今現在、暗礁に乗り上げておるといふ現実もございます。

そういった問題につきまして、やはり市民の方々にも、摂津市の町がよくなるという方向に考えていただくと、もう少し道路事情がよくなるのではないのかなと、こう考えておりますので、これが土木下水道部としての考え方でございます。

○野原修委員長 石川土木下水道部参事。
○石川土木下水道部参事 先ほどの答弁の中で、し尿収集運搬委託料のところ、下半期不定期収集の場合、1リットル8円、50リットルごとで400円ということになるんですけども、プラス運搬費として1台1回あたり6,000円を払っていくということでございます。

○野原修委員長 吉田都市整備部長。
○吉田都市整備部長 それでは、山本委員が言われてました道路担当の組織について、茨木土木事務所などでやっておりますようなグループ化についてのお話でございんですけども、我々もそういうプロ集団をつくっていくというのは非常に重要だという認識はいたしております。

ただ、我々のほうも聞いてますが、茨木土木事務所でグループ化されていても、やはり問題というのは出てきてるみたいで、スムーズな横のつながりよりも、完全な縦のつながりの中でグループ化しているというふうに聞いております。だからそれがいいのか、それとも摂津市に見合った形の構成というのか、組織体制がいいのかというのは、我々がそういうふうな考え方を一遍整理すべき時期にきてるのかなとは思いますが。

ただ、都市整備部だけで申し上げますと、やはり先ほどご意見をいただいたような開発指導、開発許可権限がこっちに渡りましたので、そのあたりも踏まえて、現在は開発審査会で関係所管が集まりまして、そこでいろんな議論を重ねてお互いが調整し合っているということもあり

ますし、そのあたりを強化するのか、それとも委員がおっしゃるようなグループ化なり、一体化した組織化をつくっていくのか、そのあたりは、やはり機構改革の中で今後課題としてはあるのかなというふうには認識はいたしております。

○野原修委員長 石川土木下水道部参事。

○石川土木下水道部参事 たびたび済みません。

先ほどのし尿収集運搬委託料で、定期の収集でございますけども、通常は上半期が5円、下半期については3台目、4台目に対応した場合は8円と申し上げましたけども、さらに最終汲取りと言いまして、汲取り便所を水洗便所にされるとか、なくしてしまうというようなときには、これは最終汲取りと呼んでるんですけども、これについては1リットルあたり10円、50リットルごとで500円ということにしております。これは上半期、下半期とも同額でございます。これについても定期収集で対応した場合にはそれだけなんですけども、3台目、4台目に対応した場合には下半期には加えて6,000円を払います。

また、浸水に伴う汲取りもございまして、これは基本的には大雨が降ったときに便槽に水がたまった、こういった場合の汲取りでございまして、これは上半期が1リットル8円、50リットルごとで400円、これも下半期は同額でございまして、これも3台目、4台目に対応した場合には6,000円を支払うという内容でございます。

○野原修委員長 山本委員。

○山本靖一委員 予算審査の委員会ですからね、市行政のあり方といったことについて議論するのも大事なことだというふうに思うんですけども、市民の方の目に映っているのは、目の前にある一つ

一つのことを丁寧に解決していただくということなんです。それもスピードということも大事ななと思うんです。

道路の問題にしても公平にやっていただきたい。そういうことが信頼につながって、行政全体の評価になっていくのかなという、そんな思いがするわけです。

したがって、先ほど建築基準法の関係で、経過をたどりながら随分苦労されているということもよくわかるわけですが、であれば、それを超えて開発協議基準の設定などもこれは非常に大事なことになるのかなという思いもするんですけどね、やっぱり市民の利益を守るために法律とか条例は最低限のところを定めてあります。

その土台というのは市民の良識、その上に法律や条例があるのかなという思いがするんですけども、だんだんその部分が薄れてきて、条例、法律をつくらなければならないというのは寂しいことだと思うんですけども、改めて第一線で苦労をされている職員の皆さんに、そういう思いでこれから業務に当たっていただきたいとお願いしておきたいと思いません。

もう一点だけお聞きしておきたいのは、吹田市と交渉していただいた中で、今後の新たな処理費に基づいて、クリーンセンター廃止負担金の金額を算出させていただきました。運搬費や維持管理費とかいうようなことで算出していただいて、吹田市と交渉をしていただきました。

し尿収集運搬委託料ということで、平成31年から平成32年にかけて大きな変化を見ておられる点について聞かせていただきたいと思えます。

○野原修委員長 石川土木下水道部参事。

○石川土木下水道部参事 し尿収集運搬委託料については、今は2台収集が必要

な状況でございますが、量が減っていけば、1台で収集できるだろうということから、委託料も2台収集から1台収集に変えております。量の推移を見ながら委託料を予測したものでございます。

○野原修委員長 次に、原田委員。

○原田平委員 予定していた質疑内容が山本委員とかなり重複しましたので絞って質問したいと思っております。

まず、補正予算第5号であります。補正予算書で19ページの社会資本整備総合交付金、2,090万円をいただくわけですが、それに関連して、6ページで道路補修事業の4,100万円を繰越明許費であげています。この内訳について、先ほど聞かれましたけれども、もう少し詳しく教えていただきたいと思っております。

それから、同じく6ページで街路灯修繕事業も400万円を繰越明許費であげています。これがどういったことなのかお尋ねいたしたいと思っております。

そして、61ページ、道路照明灯点検業務委託料で400万円の補正を組まれました。これについてのご説明もいただきたいと思っております。

それから、19ページ、千里丘三島線道路改良工事補助金が427万7,000円の減額です。この内容もご説明いただきたいと思っております。

平成25年度当初予算に移りまして、橋梁長寿命化修繕事業で平成25年度は橋梁修繕及び耐震化対策実施設計委託料で3,350万円ということになります。これについてのご説明をいただきたいと思っております。

街路灯修繕事業で、5基で1,000万円です。これについてのご説明もいただきたいと思っております。

道路橋りょう費で新在家40号線外1

路線道路用地取得事業として300万円が計上されておりますが、これについての説明をいただきたいと思っております。

本会議で、民主党からも代表質問をいたしました。安威川ダムに関することでありまして、今バイパス的な工事をやられて、平成32年に完成を目指して取り組まれるわけですが、その間、かなりの年月を要することで、安威川の洪水にどう対応するんだということで質問をいたしました。川底のしゅんせつ、あるいは堤防のかさ上げ等が必要なところについてはやっぱりやっていただくと、この状況がどうなっているのか、本会議では聞けなかったので委員会でお聞きしたいと思っております。

街路事業費であります。新在家鳥飼上線道路整備事業で土地購入費があがっています。この状況の中で、平成24年度補正第5号におきまして物件補償算定委託料が減額であります。平成24年度の段階で、そういった算定を終えて、いよいよ平成25年度から用地の買収に入るということですが、これについての見解を聞きたいと思っております。

先ほど山本委員も質疑で聞かれましたが、自動車駐車場と自転車駐車場の使用料収入と支出の問題について、私も長年にわたって意見を申し上げてきたわけですが、依然として、自動車駐車場の部分において、かなり差異がございます。料金の値下げ等もされて、何とか利用率の向上ということで取り組まれたわけですが、やはり以前から申し上げておりますような料金徴収の機械化とかいろんな方法で経費を削減する努力をしなければならないというふうに感ずるわけがあります。

自転車においては大体例年どおりなんです。自動車においては、年間500

万円程度の減少があるわけでありませう。そういう意味で、やはり何とかしてもこの問題を解決をしていただきたいと思うんですけども、考えをお聞きをいたしたいと思ひます。

先ほど千里丘三島線の平成24年度事業についてお聞きしましたが、平成24年度で西側部分が拡幅されて歩道も整備をされるわけでありませうが、東側については、まだ未着手でありませうして、平成25年、平成26年は用地取得に向け検討をして平成32年度完成予定という総合計画の実施計画があります。これに基づいてどのようなお考えであるのかをお聞きをいたしたいと思ひます。

それから、交通バリアフリー整備事業ということで、平成25年度は2件の工事予定がされていますが、その内容についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

新幹線公園の充実ということで取り組まれているわけでありませうが、平成25年度の整備内容についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

あわせて、さくらづつみ事業が、平成25年度は見当たらないのですが、あれば教えていただきたいと思ひます。

○野原修委員長 堀土木下水道部参事。
○堀土木下水道部参事 まず、補正予算の、社会資本総合交付金2,090万円でございます。これは国の補正予算が2月末に成立しましたが、その中では老朽した道路、橋梁、トンネルなどの修繕、標識、街路灯など道路施設の点検業務、これも今回の補助対象ということになりました。

私どものほうでも修繕にかかるお金が必要だということでございませうして、道路補修事業として4,100万円、この中におきませうしては、鶴野地区で4路線、鳥飼地区で2路線を修繕の対象にしており

ませう。

この道路につきませうして、目視でひび割れの状況とか道路舗装の状態は点検しておりますが、これにつきませうしては、機械で舗装のひび割れ率が40%、わだちが40ミリ以上という条件が示されております。まずこの調査をなさいということで、その委託業務が含まれていることになってきております。これが路面性状調査委託業務です。修繕事業が3,300万円で、路面性状調査業務は大体800万円という形で考えて、合計4,100万円という形にしております。

これにあわせて、先ほど言ひましたように、路面性状調査と同様に標識等の点検という形で、標識は5年ごとに点検をやっておりますので、街路灯の根元の腐食、上の灯部の落下、それに対する調査ということで400万円をみております。この合計として4,500万円を今回補正させていただきますのでございませう。

次に、橋梁長寿命化修繕事業について、橋梁長寿命化修繕計画の策定をやっております。これに基づきませうして、橋は市内で169橋ございませうが、まずその長寿命化が39橋、これは地域避難経路とかそういう防災に関する橋を中心に補修していきたいと考えております。

あと、内容といたしましませうしては、新在家鳥飼中線にかかっている大久保橋、これはカネカと二中の交差点の南西になるんですが、その橋の鉄筋が腐食、コンクリートが外れ、鉄筋が腐食してございませうして、この補修を今年度ぜひやっていきたいと思ひます。それに基づく修繕の委託事業、今度は先ほど言ひました長寿命化の橋の中でも耐震ができてない河川の中央にあります橋脚、この耐震補強の委託業務、これをあわせて発注していきたいと思ひます。

あと、街路灯修繕事業で平成25年度は1,000万円を計上しております。これにつきましては、阪急正雀1号線、阪急正雀駅の地下通路、これは前から要望がありましたし、中が暗い、ぶつかるという形でございました。そのために今の電球を交換してLED化をやりたいと思っております。

それとあわせて、坪井ガード、竹之鼻ガードにつきましては壁を塗りかえて明るさを確保できたということがございましたので、あわせて壁の塗りかえ工事、それを一緒に実施したいと思っております。

次に、新在家40号線外1路線道路用地取得事業でございます。

これにつきましては、昔から認定している道路でございますが、個人地が中に存在しており、買い取り請求がされております。それにつきまして予算を計上して執行をしていきたいと。これは大正時代から村道でありまして、底地が継続されて認定してきたということでございます。ただ、そのために使用承諾というのはとっていない状況でございました。これにつきまして、測量費が150万円、鑑定手数料が50万円、土地買収が100万円という内容で計上しているところでございます。

○野原修委員長 山口土木下水道部次長。

○山口土木下水道部次長 安威川のダムの関係で三好議員が代表質問されましたけれども、ダムの完成は、概成するのが平成32年と伺っております。

その平成32年までの間の洪水対応策等でございますけれども、昨年11月に小野副市長と藤井部長と私が大阪府に要望してまいりました。

大阪府の考えでございますけれども、河川に堆積する土砂の撤去につきまして

は、これまでは河川の阻害率に応じた対応をしてきましたが、より効果的な対策を講じるために、まずは平成24年度内に阻害率に加えた地先の危険度も考慮した優先順位を定めまして、平成25年度より危険度の高いところから計画的に実施するというふうに伺っております。

安威川の堤防の低いところでございますけれども、また現地を立会しまして、低いところを確認して、それから大阪府とまた確認して調査、点検等をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○野原修委員長 山本道路交通課長。

○山本道路交通課長 それでは、原田委員の1回目の質疑にお答えさせていただきます。

千里丘三島線の交通対策費の国庫補助金が427万7,000円減額になっている件でございますけれども、平成24年度当初につきましては、工事費4,200万円、用地買い戻し約1億6,500万円の想定で補助率2分の1としまして1億353万円で計上いたしておりました。

実際当たりまして、補助対象工事費の落札によりますものと用地買い戻しに当たりましては、現時点での用地の鑑定の価格というもので買い戻す必要がありますことから再度鑑定をいたしまして、その価格によりまして買い戻しをいたしております。そのことによる減額でございます。

それと、自転車駐車場、自動車駐車場の使用料収入減の内容でございますけれども、自転車駐車場につきましては若干増方向にはございますけれども、自動車駐車場につきましては料金値下げによる利用者が増えることでの増収を見込みたいということで、実際には平成23年度

につきましては減額補正約140万円ほどをみておりましたけれども、平成24年度につきましては、平成23年度当初と同じ額でいくんだというつもりで上げさせてもらいました。利用者数が月ごとに上がっていることもございましたけれども、全体的には減ってしまったという現状でございます。

増に向けてというよりも出を抑えるということにつきましても、今後の指定管の中だとかということでも検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

それと、千里丘三島線の西側は今年度で一応完成いたしますけれども、その後ということでございます。平成25年、平成26年につきましては、右折レーンの設置まで幅員は確保できませんけれども、右折の矢印程度まではかけるのかなと。その動向を見きわめた中でまた検討してまいりたいなど。

まだ用地の確定もできてないところがありますので、その所有者との交渉ができていくかというふうに考えておるところでございます。

交通バリアフリー整備事業でございますけれども、今年度2か所、議員にもお配りいたしております工事施工箇所図に2か所書いてございますけれども、1か所が千里丘西口の駅前、ここはバリアフリー特定経路にも入っております、その場所を正雀と同じような形でグリーンベルト化を考えておるところでございます。

また、もう一か所、鳥飼上におきまして新在家鳥飼上線でございますけど、ここは以前行っておりましたような歩道段差切り下げ、誘導ブロック等の整備工事を考えておるところでございます。

○野原修委員長 新留都市計画課長。

○新留都市計画課長 新在家鳥飼上線につきましてでございますが、平成25年度予算につきまして土地購入費が4,400万円あがっておりますが、これにつきましては、新在家鳥飼上線の用地買収に当たる土地購入費が3,500万円です。

それから、補正予算の物件補償算定委託料で減額をしているということで、これにつきましては現在用地買収の交渉を進めておるところでございますが、道路予定地内の物件等の補償をするため物件補償の算定委託料を計上しておりますが、沿道地権者との交渉が物件補償算定まで至らなかったことによりまして、当初予算の額560万円につきまして、今回全額減額補正を行わせていただいております。

それから、補正のほうでもう一点、手数料なんですけど、補正で121万8,000円減額されておるところなんですけど、これにつきましても用地買収する民有地の買収価格を算定するため不動産鑑定手数料を計上しておりますが、現在までの地権者との交渉の経過を踏まえまして、買収用地の不動産鑑定評価に係る、一部の執行額以外を精査した上、今回、当初予算額の164万円うち114万円を減額補正させていただいております。

○野原修委員長 西村公園みどり課長。

○西村公園みどり課長 原田委員の1回目の質疑にお答えさせていただきます。

まず、新幹線公園の充実でございますけれども、最近、雑誌等のPRが効きまして、新幹線公園の問い合わせがたくさんまいっております。

それで、去年からでございますけれども、来客が多くなりますので、4月、5月につきまして、今までは第2、第4日

曜日につきまして新幹線の公開を行って
おりましたけれども、4月、5月につき
ましては毎週日曜日につきまして新幹線
列車及び電気機関車の公開を行って
おります。

それから、さくらづつみ事業でござい
ますけれども、平成21年、平成22年
におきまして、大阪府と神安土地改良区
におきまして植樹のイベントを行った
わけでございますけれども、新幹線公園の
東側から行いました植樹の最初までの間
が平成21年、平成22年で先に行われ
ております。

それから、平成23年におきまして5
00メートル、63本の植栽を行って
おります。

それから、記念植樹におきまして10
本の80メートル、これを行いまして、
平成24年につきましては440メー
トル、56本の植樹を行っております。

ただ、予定いたしておりました植樹箇
所にのり面の関係で植樹できないところ
及び橋脚がありまして、その部分ができ
ませんので、その部分を省きまして最終
的にさくらづつみといたしまして、延長
が既設の桜並木を入れまして1,740
メートルで完了となります。

しかしながら、八町地域におきまして、
堤防部分に駐車場及び木が伐採されてい
るところもございまして、このあとその
部分につきまして、またお話を進めて
まいりまして徐々に桜を延ばしてまいり
たいと考えております。

○野原修委員長 原田委員。

○原田平委員 平成24年度補正予算第
5号の道路補修事業の4,100万円と
街路灯修繕事業で400万円の繰越明許
費について説明していただきました。こ
の業務は今の段階で平成24年度予算を
補正していますが、平成25年度の当初

予算でもいいんじゃないかと思いま
す。なぜ補正予算で出てきたのでしょ
うか。補助対象のある部分については理
解いたしますが、なぜこの時期に行
うのか説明を聞きたいと思いま
す。

道路補修事業の4,100万円では、
鶴野地区で4路線、鳥飼地区で2路線
を修繕の対象にしているということ
でした。そのうち、路面性状調査業
務で800万円ということですが、全
て国費じゃないわけで、市の持ち出し
の部分があるわけです。そういう意味
で、無駄な公共事業にならないよう
に常々点検をしなければなら
ないと思っております。

特に鶴野地区の4路線について、従
前からもっと悪いところはいっぱい
あるではないかという指摘もして
きたわけです。この間、鶴野は
かなり整備をされてきました
けれども、鳥飼地域において、
まだまだ傷んだ道路を直す箇所
があるという状況で、やはり鳥飼
地域にも今回2路線入ります
けれども、まだまだ悪いところ
があるので、そういうところは
対象に入れていただきたい。
それにはやはり目視で市域
全体を見渡してもらって、
その計画をつくってほしい
というふうに思うわけです。
これは大体見られて、ここ
が一番悪いという状況で
決められたわけであり
ますけれども、これ以外
にもあるわけであり
ます。

施工箇所を教えてください
けれども、やはりそういった
意味の中においても、
まだまだ市内の事業費の
アンバランスが目立つ
ように私は思うわけ
であります。そういう
意味で、今後公平に
やっていただけるよう
に要望しておきたい
というふうに思いま
す。

それから、道路照明灯点検業務委託
料について、ご説明
いただきたいと思いま
す。

千里丘三島線の問題でありますが、私はこの問題を取り上げた当初から、右折レーンの設置をいち早くやらなければ阪急の踏切を渡る道路が非常に渋滞するというので、今なお渋滞しておるわけですが、最低限、JR千里丘駅のガードの入り口部分は右折レーンの確保をきちっとしていただかなければ解消はできないというふうに思うわけであります。

そういう意味で、先ほど東側の事業の取り組みをこの2か年で検討するということになっておりますけれども、平成25年、平成26年は西側ができたのでしばらく様子を見とこうかという感じなのですけれども、部長の決意をお聞かせ頂きたいと思っております。

街路灯修繕事業で5基、1,000万円ということですが、坪井ガード、竹之鼻ガードは壁を塗りかえて明るさを確保したということで、通行されているところを安全にということで、これも街路灯修繕事業の中に入れていただけるようお願いしておきたいと思っております。

新在家40号線外1路線道路用地取得事業の部分については、わかりました。

しかし、そういったところは市内にも若干あるというふうに今思いますし、先ほどの狭隘道路の問題も一緒のような状況だというふうに思うわけであります。

そういう意味で、買い取り請求が出されて100万円で土地を買収するということありますから、理解いたしました。

安威川ダムの問題で、安威川の川底は結構堆積しておりますが、堤防が低いところについては中央水みらいセンターの排水溝が安威川にありまして、その対岸のほうが一段、目視では1メートルぐらい低いのではないかと感じておりまして、あそこは非常に弱いなという感じをして

おりますので、ぜひとも大阪府のほうにそういった状況を見ていただいて事業に入れていただけるように再度要請をしていただきたいということを要望をしておきたいと思っております。

新幹線公園について、毎週、開放していこうということですが、総合計画実施計画の中で新幹線車両の塗装とか、あるいはその周辺の整備をしたいというふうに書いておりましたけれども、これについてはどうなのかお聞きします。

それから、さくらづつみ事業は心配しておりました。できない箇所があるなどというふうに思いながら見ておったので、平成25年度はこの事業は予算化されてなくて、工事にあげてもらえないようあります。なぜかと思っておたら、案の定、できないという、そういう状況であるということになります。

あそこは安威川の南側で低い堤防敷みたいになっておりますけれども、可能な限りできれば植えていったほうが東へのさくらづつみ通り抜けができるというふうには思いますので、もう一度検討されるなり何らかで補助金が出ないならば単独でもされるように要望しておきたいと思っております。一度、課長の見解を聞きたいと思っております。

自動車駐車場と自転車駐車場使用料の件は、やはり機械化とか、あるいは経費を節減するための努力をもう少し強めてもらわんと、毎年毎年赤字では何をしているのかということになりますので、もう一度、課長のお考えとか、あるいは将来的な見通しも含めて考えを聞きたいと思っております。

○野原修委員長 堀土木下水道部参事。
○堀土木下水道部参事 照明灯点検業務委託ということでございますが、点検業務はお金がかかるということでやってい

ないというのが現状で、根元の腐食状況調査だけでございました。

笹子トンネルの事故とかかわりまして、標識、街路灯など、そして先ほど言いました舗装などの修繕と道路修理の点検業務が今回補助対象になっております。

私どものほうの考えは、去年、南別府鳥飼上線で照明灯が3か所腐食し、倒れる寸前だったというようなこともございました。五中周辺で照明灯3基が、これも腐食して倒れる事件がございました。

点検を行わなければいけないという考えを持っていましたが、なかなか予算的なことが確保できませんで、今回予算がつきましたので、委託料として予算を計上させていただいたわけです。

これも国費になってくるんですが、今後、路面性状調査というのはこの地域だけじゃなくて、予算にあげた地域じゃなくて、もう少し大きい範囲で、次に出てくるのは修繕計画を立てていき、それをもって大阪府に予算要望していきたいと考えています。こういう修繕計画を立てることによって予算を認めてもらいたい、そういうことも考えて路面性状調査では今のところで25キロメートルぐらいの調査、街路灯と修繕料につきましては全部の街路灯とはいきませんが幹線に設置してる交差点等、背の高いの街路灯について上部の金具の取り付け部分とか、落下防止のためにそういう調査をして、これも順次計画立てて修理していきたいという考えを持っております。

○野原修委員長 西村公園みどり課長。

○西村公園みどり課長 原田委員の質疑にお答えいたします。

新幹線公園の塗装でございますけれども、前回平成22年に塗装を行っております、大体5年ぐらいはもつという感じでおるんですけれども、ただ、塗装は

普通の塗装を行いましたので、次回につきましては、本格的な新幹線の塗装ということで、現在も見積もりを徴しているところでございます。それで予算がつき次第、やっていきたいと思っております。

それから、さくらづつみにつきましては、現在、一番端が茨木寝屋川線のところであるんですけども、去年植樹を行いましたところから約200メートルを延ばしたところまででございます。その間ずっと空くという形になります。

ですから、その間をできるだけ詰められるように現場を再度検討いたしまして、できる限り連続した形でできるように努めてまいりたいと考えております。

○野原修委員長 山本道路交通課長

○山本道路交通課長 それでは、原田委員の2回目の質疑にお答えいたします。

自動車駐車場、自転車駐車場の経費を下げるための取り組みということでございましたけれども、毎年同じようなお答えで申しわけございませんけれども、施設の老朽化に伴いまして維持補修、自動ゲート無人化の検討というのを進めておるところでございます。

また、出入り口につきましても今の出入り口を変えることができないかということも含めまして、警察とも一緒に協議を進めておるところでございます。

なかなか信号付近ということで問題はあろうかと思っておりますけれども、どういう方向であれば実現可能かということを含めて検討してまいりたいと考えておるところでございます。

また、その他の軽減策といたしまして、自動車駐車場の借地料につきまして、24年度から3か年で契約いたしましたJRとの借地料を軽減交渉いたしまして、約120万円程度を下げることをいたしているところでございます。

○野原修委員長 藤井土木下水道部長。

○藤井土木下水道部長 それでは、千里丘三島線の東側について、総合計画のほうでは平成32年ということを目標に定めておるが、平成25年、平成26年は様子を見ているのかということでしたが、まさしくそのとおりでございまして、なぜかと申し上げますと、今現在、西側の整備工事を実施中でございます。予定では今月末には全てでき上がる予定でございますけれども、既にほとんどでき上がっておりまして、右折レーンではございませんが、以前よりはかなりましになった右折レーンのようなものができ上がります。

電柱等の移設も終えてまして、まず邪魔になっておる電柱をどけて、可能な範囲で右折が可能というような形をつくろうと、これが3月末までの工事でございます。これを見極めるのに平成25年、平成26年は様子を見てみたいという流れも含めまして、そういうような予定になっておると。

担当といたしましては、無論、東側もつくっていききたいと思いは十分ございますが、何せ、そこだけではなくて、先ほどもありました正雀、この辺にもやはりつけていかなければならないということもありますので、現場を見て進めていききたいなと、こういうふうに思っている次第です。

それと、自動車駐車場でございます。これは平成26年から指定管理へ移るということで、今現在検討しておるさなかでございます。

一番の問題におきましては、摂津都市開発株式会社であるとか、施設管理公社であるとか、現在、管理してもらっているところ等も含めていきながら、そういうふうな会社であり公社の存続等も考えながら検討を加えておるといのが現状

でございます。

現在、暗礁に乗り上げておりますのは、フォルテ摂津の地下の駐車場でございます。この地下の駐車場でとめていただく効率が上がらないというのが地下の駐車場おりていただいて左側へ回っていただきますと機械式の駐車施設が結構あるわけなんです、ここがとめにくい。柱がある関係で入れにくいという印象がありますからだと思われませんが、あまりとめていただいてない。

そんなに稼働してないんやったらもう撤去したらどうやということもあがったわけなんです、撤去するのに費用が多大にかかるというようなことも試算されておりまして、何億円もかけて撤去して、それを回収するのにどれだけかかるんだということも含めまして、なかなかその撤去等にも踏み込めないという現実もございまして。来年度に向けて、この方向性も見きわめながら、多分撤去しないと見えますけれども、効率のいい運営をできるかどうかについてもこの1年かけてやっていきたいと、こう思っております。

○野原修委員長 原田委員。

○原田平委員 新在家鳥飼上線道路整備事業は平成24年度補正第5号で減額をしなきゃならない状況であったということであるから、やはり平成25年度、平成26年度で、用地買収が難航するんじゃないかなというような予想もいたします。

そういう意味で、最大の努力を払われてこの事業の完成に向けて取り組んでいただきたいわけでありまして、平成24年度の経緯を踏まえて決意だけ聞きたいというふうに思っております。

○野原修委員長 新留都市計画課長。

○新留都市計画課長 既に平成24年度におきまして、交渉は各権利者の方にも進めていっておりますので、平成25年

度からは社会資本総合整備計画へ交通安全事業として位置づけまして国庫補助を活用しながら用地買収に取り組んでまいりたいということで、平成25年度に入りましたら、既に対象地の鑑定評価発注しておりますので、鋭意取り組んでいきたいと考えております。

○野原修委員長 暫時休憩します。

(午後2時40分 休憩)

(午後3時15分 再開)

○野原修委員長 再開します。

村上委員。

○村上英明委員 先ほどからいろいろ審査がなされまして、私も予定していた質疑のうち理解した部分は割愛させていただきたいと思っています。

平成25年度当初予算のほうについて聞きたいと思っています。

まず、歳入で道路交通課の自転車等移動保管料が計上をされております。これが昨年度当初予算よりも若干、50万円程度ふえてきているというようなことがありますので、その内容についてお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、先ほどもいろいろと議論をされておりましたけども、平成25年度におきまして、道路維持費の工事請負費で1億1,500万円が計上されております。道路維持ということで、私どももいろいろと舗装を直してくださいとか、わだちができてますとか、波打ってますとかいうような形でいろいろとご要望もさせてはいただいておりますけども、これがなかなか予算の絡みもあって進まないところもあるんじゃないかと思ってるんですが、これは原課として1億1,500万円というお金を現状の道路補修という市内全面的なことから見ると、どういふふうにとらえておられるのかということでお尋ねしたいと思っています。

それから、耐震診断のことをございます。平成27年度までに耐震化率90%という目標があったかと思うんですけども、平成24年度はどういう件数かわかりませんが、摂津市既存民間建築物耐震診断補助金につきましては平成23年度で7件、31万5,000円であったと思いますし、また、耐震改修ということにおきまして、平成25年度で耐震改修補助金は400万円の予算計上という中で、平成23年度の実績は半分弱ということで190万円の3件であります。あと平成25年、平成26年、平成27年の3か年という年数も踏まえて耐震診断と耐震改修の取り組みについてお尋ねしたいと思っています。

○野原修委員長 山本道路交通課長。

○山本道路交通課長 それでは、村上委員の1回目の質疑にお答えさせていただきます。

自転車等移動保管料の件なんですけれども、昨年から約50万円ふえているという件でございますけど、実際上は平成23年度決算額で申し上げますと167万円ほどあがっておりました。平成24年度の予算計上の時点での減りぐあいを見て107万9,000円というものをあげておりましたけども、実際上もうちょっとふえてございますので、今の実績を踏まえて今年度の152万4,000円という額を出させていただいたものでございます。

○野原修委員長 林建築課長。

○林建築課長 耐震診断、耐震改修のことにつきまして、ご答弁させていただきます。

まず、摂津市の住宅建築物耐震改修促進計画で平成27年度までに耐震化率9割を目指して耐震診断及び改修の啓発に努めています。

平成23年度からは非木造住宅、マンション、特定建築物についても診断補助を充実しております。改修におきましても設計費補助や定額制補助を導入しております。

また、平成24年度の実績につきましては、木造住宅の診断26件、木造耐震化率が4件で、平成23年度に比べまして診断で19件、改修で1件の増となっております。

平成23年度の取り組みといたしましては、摂津市の建設事業協同組合の協力要請、耐震診断利用者へのダイレクトメールの送付、防火フェア等でのPRを行ってまいりました。

今年度の取り組みにつきましては、平成23年度に引き続きまして防火フェア等でPR活動を行うとともに、耐震リフォーム講習の開催、まちまるごと耐震化事業の啓発を行いまして、先ほど申し上げたように耐震診断の補助が大幅に伸びたような状況でございます。

来年度におきましては、今の段階ではありますけれど、7月に耐震フォーラムの開催を予定しております。去年と同様、平成25年度、平成26年度、平成27年度につきましても引き続き啓発活動を積極的に行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解賜るようお願いいたします。

○野原修委員長 堀土木下水道部参事

○堀土木下水道部参事 道路維持費の工事請負費、1億1,500万円の捉え方ということでございます。

この道路維持工事の中には道路補修工事、これ舗装の補修ですが、それが1億円、あとは雑工工事、市内の側溝改修、転落防止さくの改修、床板の補修工事、これらを合わせて1億1,500万円となっております。

道路補修工事につきましては、5か年の目標を立ててやっております。全部はできないんですが、悪いところを中心に毎年見直しながらやっておるんですけど、2億5,000万円ぐらいやりたいという形はもってました。これは計画なんですけど、実際の問題、先ほど山本委員からご指摘をいただきましたように、私どもの管理する業務、多種多彩になってきているということで範囲もどんどん広がっております。現状の職員がやって財政的なものからいくと1億円というのがぎりぎりの線かと思えます。

ただ、舗装とか修繕は少しでもたくさんやりたいという気持ちを持っております。

そのためには、今後私たちの組織の中も見直しをしながら職務の分担をもう一回考えながら効率的で仕事がやりやすい形をつくってきたいと思っておりますので、今後、補修につきまして国費の予算がありましたら、補正予算を組んででも取っていきたく思っています。

点検修理にお金をかけることはできませんでしたが、今度、点検とか調査についても、国費の予算がつきました。これをうまく利用して、補修計画を立てて、できる限り皆様が安心、安全に通行できるような道路をつくっていきたく思っていますので、よろしくお願いいたします。

○野原修委員長 村上委員。

○村上英明委員 自転車等移動保管料について、駅前に置いて、そのまま電車に乗るとか、買い物へ行くとかで、放置自転車が減っていったないとか、減りつつはあるんですけども、まだまだあるというようなことですので、この辺もまたしっかりと、パトロールするなり、また啓発をするなり、環境ということもあ

りますので、放置自転車対策につきましても、またしっかりと取り組んでいていただきたいというふうに思います。

道路維持費の工事請負費の件です。自転車も基本的には車道を走りましょうということの中で、なかなか今の道路形態を見ると、特に側線にわだちとか、波を打っているということ、なかなか走りづらいというようなこともあるので、しっかりとその辺の、自転車が走りやすいような整備をやっていていただきたいということはお意見として聞きます。5か年の目標を立ててやっておられるということですが、新しい会社ができる交通量が変わるとか、大型トラックが通るとかいうことで、本当に道路の傷みが激しいようなところもありますので、そういう意味では、市民の方の安全という観点でも、しっかりと道路の修繕、またいろいろと知恵を出しながら取り組んでいていただきたいなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

もう一点、耐震診断と改修の件でございます。あと3年後の90%という目標には、なかなか遠いのかなというような感じもいたします。市民の方のご意見を聞くと、特に一軒家だと、この診断というのはやりやすいということもお聞きしておるんですけども、連棟のところなんです、なかなか診断がしづらいということもあるので、こういうことがしっかりとできていけば、90%という数字にも少しは近づいていくのかなと思います。

年に2回、広報に載せたりとか、いろいろとされているようなこともあるんですけど、まだご存知ないとか、この制度を知らなかったというようなことも、お聞きすることもあるので、先ほどの耐震フォーラムとかいうことも含めて、またしっかりとこの辺のPRもやっていっ

ていただきたいというふうに思います。

もう一点、要望ですが、神安土地改良区の水路や摂津市の管理する水路におきまして、タイヤとか、バイクとか、自転車とか、あとガスボンベとか、いろいろと放置をされているようなことがございます。環境対策ということもございまして、また、水位が上がってきたときに、木が流れてきて、またそれにひっかかるとかいうことでの危険性もあるかと思っておりますので、しっかりと撤去していただくように、要望とか、取り組んでいていただきたいと思ひます。

また、道路の清掃という点におきましても、特に中央環状線の鶴野のあたりのところで、よく金網のところにごみ捨てられているような現状がありますので、そういう面では、やはり1個のごみがあると、だんだんふえてくるようなこともあるというふうに思ひますが、この辺もしっかりと、環境という面もありますし、また道路の美化ということもありますので、その点、またしっかりと清掃ということに取り組んでいただくように、また大阪府等々にも要望もしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○野原修委員長 ほかにございせんか。

山本委員。

○山本靖一委員 済みません。1点だけお聞きするのが漏れていたのですが、神安土地改良区の水路や摂津市の管理する水路で、大量の魚が死んで浮いてくるような状況があります。原因究明ということをお願いするんですけども、1回も返事が返ってきたことがない。どこでそういう状況になっているか。酸欠というような話があったりとかはするんですけど、去年も大量に番田川でたくさんの魚が浮いた、大きな鯉が浮いたことがあり

ます。非常に皆さんが不安に思っておられるようなんです。これは、神安土地改良区に聞いても、摂津市の水路担当部署に聞いても、それを調査するすべがない。その後の答えが返ってこない。こういう点で、改めて、こういうことのないようにしていただきたいと思うわけです。この態勢がどうなっているか。神安土地改良区に言うときますというようなことで今までは終わってる、あるいは摂津市のほうも1回調査しますと、どこどこに委託しますというようなことだけで終わってしまっているというのがあるわけです。水質検査とか、いろんなことを専門的にやれるような状況ではありませんけれども、そういう市民の不安を取り除くということは非常に大事だと私は思っていますんで、この点、今、お答えできる内容があれば答えていただきたいと思います。

○野原修委員長 山口次長。

○山口土木下水道部次長 神安土地改良区の水路や摂津市の管理する水路で魚が浮くことがあるんです。原因等、環境政策課や神安土地改良区も調べるまでは至っておりません。今後、神安土地改良区、生活環境部、土木下水道部が集まりまして、魚が浮いた場合は、原因を追究していきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○野原修委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野原修委員長 それでは、以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後3時28分 休憩)

(午後3時30分 再開)

○野原修委員長 再開します。

議案第18号の審査を行います。

補足説明を求めます。

藤井土木下水道部長。

○藤井土木下水道部長 議案第18号、摂津市道路の構造の技術的基準を定める条例制定の件につきまして、補足説明をさせていただきます。

なお、条例関係の議案参考資料1ページから4ページの摂津市道路の構造の技術的基準を定める条例施行規則(案)をあわせてご参照願います。

本件は、平成21年12月15日に閣議決定されました地方分権改革推進計画に示されたことを受け、平成23年5月2日に公布されました、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、道路法の一部が改正され、地方公共団体の条例に委任する改正が平成24年4月1日に施行されました。

また、道路管理者である地方公共団体は、道路の構造に関する条例制定が必要となることから、経過措置といたしまして平成25年3月31日までの猶予期間が設けられました。

本市におきましても、これまで国の政令であります、道路構造令で全国一律に定められていた道路の構造の基準について、主務省令で定める基準を参酌して、市が管理する市道の新設し、または改築する場合における道路の構造の一般的技術基準を定めるものでございます。

参酌いたします一般的技術基準である道路構造令の各規定は、各種実験や経験の積み重ね、先進事例、力学計算などに基づき定められたものであり、本市において、この基準を検証すること及びこれにかわる新たな基準を独自に策定することは極めて困難でありますことから、原則として、道路構造令の規定を適用しております。

本条例は、42の条文と附則で構成いたしております。

それでは、各条文につきまして、ご説明申し上げます。

まず、第1条では、道路法の規定に基づき、市が管理する市道を新設し、または改築する場合における道路の構造基準を定める本条例の趣旨について規定しております。

第2条は、道路法及び道路構造令の定めるところによる歩道、自転車道、自転車歩行者道、車道などの用語の定義を規定しております。

第3条から第8条は、車道に関する基準を定めております。

第3条では、道路構造令第3条の定めるところによる、地方部、都市部の道路の存する地域での高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道などの道路の区分を規定しております。

第4条では、車線等として、市道における設計基準交通量による車線の数、車線の幅員を規定しております。

第5条では、当該道路の車線の数が4以上である道路について、中央帯などの車線の分離等を、第6条では副道を規定しております。

第7条では、車道に接続した路肩について。第8条では、自動車の停車により車両の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においての停車帯について規定しております。

第9条から第12条は、自動車、自転車歩行者道、歩道、歩行者の滞留の用に供する部分の基準に関する規定を定めております。

第9条は、自動車及び自転車の交通量が多い道路には自転車道を、第10条では、自動車の交通量が多い道路には自転車歩行者道を設ける場合の幅員などについて規定しております。

第11条では、歩行者の交通量が多く、

安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合において歩道を設ける場合の幅員などについて。第12条では、横断歩道、乗合自動車停留所等に係ります歩行者の滞留の用に供する部分について規定しております。

第13条では、植樹帯について、植栽に当たっては、地域の特定などを考慮して、樹種の選定、樹木の配置等について定めております。

第14条から第23条は、車道に関する設計速度、屈曲部、曲線半径、屈曲部の片勾配、曲線部の片勾配、曲線部の車線等の勾配、緩和区間、視距等、縦断勾配等、登坂車線、縦断曲線の基準を定めております。

第14条では、道路の区分に応じた設計速度について規定しております。

第15条では、車道の屈曲部は曲線形とすること。第16条では、道路の設計速度に応じた曲線半径について。第17条では、当該道路の区分に応じ、設計速度、曲線半径等を勘案した曲線部の片勾配について。第18条では、設計車両、曲線半径に応じた曲線部の車線等の拡幅について。第19条では、屈曲部、曲線部における緩和区間、すりつけについて。

第20条では、設計速度に応じた視距等について。第21条では、道路の区分、設計速度に応じた縦断勾配について、第22条では、縦断勾配の5%を超える車道の必要に応じた登坂車線について。第23条では、縦断勾配が変移する箇所の道路の設計速度及び縦断曲線の凹凸の曲線形に応じた縦断曲線について規定しております。

第24条では、舗装の構造に関する基準を定めております。

第25条では、横断勾配に関する基準を定め、第26条では、道路の設計速度

に応じた車道の合成勾配に関する基準を定め、第27条では、排水施設の整備に関する基準を定めております。

第28条から第30条は、道路の交差に関する基準を定めております。

第28条では、同一平面での平面交差又は接続について。第29条では、道路が相互に交差する場合の立体交差について。第30条では、道路が鉄道等と同一平面で交差する場合の鉄道等との平面交差について、交差角、縦断勾配、見通し区間の長さ等を規定しております。

第31条から第37条は、道路の安全施設に関する基準を定めております。

第31条では、待避所を設けることについて。第32条では、交通事故の防止を図るため必要がある場合において、横断歩道橋等、柵、照明施設等の交通安全施設について。第33条では、主として近隣に居住する者の利用に供する道路に自動車を減速させて、歩行者又は自転車の安全な通行を確保する必要がある場合においての凸部、狭窄部等を設けることについて。第34条では、乗合自動車の停留所等に設ける交通島、第35条では、安全かつ円滑な交通を確保し、又は交通の利便に資するため必要がある場合においての自動車駐車場等を設けることについて、第36条では、落石、崩壊などのおそれがある箇所への柵などの防護施設について、第37条では、トンネルでの換気施設、照明施設、非常用施設について規定しております。

第38条では、橋、高架の道路等の鋼、コンクリート構造等、構造に関する基準を定めております。

第39条、第40条は、附帯工事や小区間改築の場合等の特例に関する基準を定めております。

第39条では、附帯工事等の特例につ

いて、第40条では、道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合の小区間改築の場合の特例について規定しております。

第41条から第42条は、自転車や歩行者の専用道路に関する基準を定めております。

第41条では、自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路、第42条では、歩行者専用道路の幅員等について規定しております。

次に、附則といたしまして、この条例の施行期日は、平成25年4月1日から施行するものとしております。

○野原修委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

山本委員。

○山本靖一委員 具体的にこの条例に基づいて、摂津市がこれからつくろうとする道路で対象になるようなものは幾つあるのでしょうか。どういうものを視野に入れておられるかというのをお聞きしたいと思います。

恐らく、大きな道路を想定しているように思うんですけどね。

例えば、今から摂津市が見直そうとしている開発協議基準に関係するような道路ではないのかなというような思いがするんですけどね。

同時にもう一つお聞きしたいんですが、こういう道路を設計し、それから検証していく、検査していく体制そのものが、あるのか。こういう大きな条例が定められても、絵に描いた餅にならないかなという気がするんですが、その点はいかがでしょうか。

○野原修委員長 山本課長。

○山本道路交通課長 山本委員の1回目の質疑にお答えさせていただきます。

これにつきましては、道路の新設また

は改築ということでございますので、道路交通課でもそうですし、都市計画道路についても、新たにつくる場合の基準ということで、別にどこが所管ということではないんですけれども、この基準をもってつくっていくんだということで、やらせてもらったものでございます。

どういう道路かといいますと、今、千里丘三島線を工事しておりますけど、そういう道路につきましては、この基準でつくっていくこととなります。都市計画道路の場合もそうなるんですけれども、一般的にはそういう新しい道路、新たに改築する道路を対象としているところでございます。

○野原修委員長 藤井部長。

○藤井土木下水道部長 冒頭に説明させていただきましたように、かいつまんで簡単に申し上げますと、日本全国津々浦々、全ての道路を何に基づいてつくっておったのかといいますと、道路法及び道路構造令に基づいておりました。

その中には全てのことが入っております、それで事足りるのではないかということが長い間ずっと続いておったわけなんですけれども、その法律は昭和27年に定められた法律なんですけれども、ただ、わかりやすくと言ったらいいんでしょうか、市町村も、都道府県も、要するに都道府県は都道府県なりの、市町村は市町村なりに、基本になります道路法であったり、道路構造令であったりということを参酌して、その内容を取り入れながら、特性も定めていいとなっています。極端な場合はだめなんですけれども、そういうふうなことも、全て条例に基づいてつくるとということで、平成24年度中に条例化をなさいよと、こういうふうになりましたので、それに基づいて条例の制定をするものです。

大きな道路なら都市整備部かもしれませんが、例えば、取り入れていないものとしては、豪雪地帯においては、積雪対策をしたような道路をつくらなければならないと法律で決まっておるわけなんですけれども、本市においては、そういうふうなことでの基準になった道路はつきりませんので、今回、条例では、そういうふうなものは定めておりません。

ですので、今後、この議案を可決していただきますと、4月1日以降、この条例が基本になって道路がつくられていきます。

体制については、まだ満足ではないかもしれませんが、今のところ、近々、そういう大きな道路をつくるような計画もございませんで、計画がある場合は、そういうふうな体制は講じていただけるものだと、こういうふう考えています。

○野原修委員長 山本委員。

○山本靖一委員 ですから、この条例をつくるのであれば、本気で体制を考えていただきたい。本当に設計できる体制、それからそれを検証する体制です。とにかくつくっておきますというような、そういうものではないと思いますので、そういう体制をとっていかれるか注視しておきたいと思います。

○野原修委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野原修委員長 以上で質疑を終わります。

続きまして、議案第19号の審査を行います。

補足説明を求めます。

藤井土木下水道部長。

○藤井土木下水道部長 議案第19号、摂津市道路標識の寸法に関する条例制定の件につきまして、補足説明させていただきます。

本件につきましても、議案第18号と同様で、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、道路法の一部が改正され、これまで国の省令、道路標識、区間線及び道路標示に関する命令により、全国一律で定められていた地方道に関する案内標識及び警戒標識の寸法及び文字の大きさについて、主務省令で定める基準を参酌して、必要な事項を定めるものでございます。

本条例は、五つの条文と附則で構成いたしております。

それでは、議案書の条文につきまして、ご説明申し上げます。

まず、第1条では、道路法の規定に基づき、市が管理する市道に設ける案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法に関し、必要な事項を定めるとした本条例の趣旨について規定しております。

第2条は、道路法及び道路標識、区画線及び道路標示に関する命令「標識令」の定めるところによる案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識等の用語の定義を規定しております。

第3条、標識板等の寸法では、本標識板及び補助標識板の寸法の基準と拡大、縮小について規定しております。

第4条、文字等の寸法では、標識令別表第2に図示された寸法を基準とし、道路の設計速度に応じた文字の大きさや寸法の拡大、縮小等について規定しております。

第5条、縁等の太さの寸法では、道路標識の標示板の縁、縁線及び区分線の太さの寸法について規定しております。

次に、附則としまして、この条例の施行期日は、平成25年4月1日から施行するものであります。

以上、議案第19号の補足説明とさせていただきます。

○野原修委員長 説明が終わり、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野原修委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第20号の審査を行います。

補足説明を求めます。

藤井土木下水道部長。

○藤井土木下水道部長 議案第20号、摂津市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定道路の構造に関する基準を定める条例制定の件につきまして、補足説明をさせていただきます。

本件は、平成22年6月22日に閣議決定されました地域主権戦略大綱に示されたことを受け、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー新法の一部が改正され、それに伴い、国が定めている移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令を参酌して、市が管理する特定道路に係る移動円滑化基準を定めるものでございます。

ここで言う「特定道路」とは、バリアフリー新法第2条第9号で規定される移動等円滑化が特に必要なものとして、政令で定める道路法による道路であり、多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行えるものであって、国土交通大臣がその路線及び区間を指定したもので、摂津市交通バリアフリー道路特定事業計画では、鉄道駅と公共公益施設を結ぶ主要な経路であり、駅周辺の歩行空間のネットワークとしても重要な経路を選定して

おります。

市道の構造に関する基準につきましては、国の基準を参酌して定めることとなっているため、基本的には国の基準に準拠するものでございます。

本条例は、6の章、33の条文と附則で構成しております。

それでは、議案書の条文につきまして、ご説明申し上げます。

第1条は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、市が管理する特定道路に係る道路移動等円滑化基準を定める本条例の趣旨について規定しております。

第2条は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、道路交通法及び道路構造令の定めるところによる、高齢者、障害者等、移動円滑化、道路、歩道、車道、横断歩道等や有効幅員、視覚障害者誘導用ブロック等の用語の定義を規定しております。

第3条では、歩道を設けることを規定し、第4条では、歩道、自転車歩行者道の有効幅員について、第5条では、歩道等の舗装の構造について、第6条、勾配では、歩車道の縦断勾配、横断勾配について規定しております。

第7条、歩道等と車道等の分離では、縁石線、縁石、植樹帯、並木、柵等での歩車道の分離方法について。第8条では、歩道等の車道等に対する高さについて、第9条は横断歩道に接続する歩道等の部分の標準高さと車椅子使用者が円滑に転回できる構造について。第10条では、車両乗入れ部の有効幅員について規定しております。

第11条、立体横断施設では、移動等円滑化のために必要であると認められる箇所、高齢者、障害者等の円滑な移動に適した構造を有する立体横断施設を設

けることを規定しており、第12条では、移動円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターの構造について、第13条では、移動円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路の構造について、第14条では、移動円滑化された立体横断施設に設けるエスカレーターの構造について、第15条では、移動円滑化された立体横断施設に設ける通路の構造について、第16条では、移動円滑化された立体横断施設に設ける階段の構造について規定しております。

第17条は、乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する標準高さについて。第18条では、乗合自動車停留所へ設けるベンチ及び上屋について規定しております。

第19条は、自動車駐車場に障害者用駐車施設を設ける基準、構造について、第20条では、障害者が円滑に利用できる停車の用に供する部分「障害者用駐車施設」を設ける基準、構造について、第21条では、歩行者の出入口の有効幅員について、第22条では、障害者用駐車施設に通ずる通路の構造について、第23条では、障害者用駐車施設が設けられている自動車駐車場外に通ずる歩行者の出入り口がない階に設けるエレベーターについて、第24条では、エレベーターに代えた傾斜路の構造について、第25条では、自動車駐車場外に通ずる歩行者の出入り口がない階に通ずる階段について、第26条では、屋外に設けられる自動車駐車場の障害者用駐車施設、停車施設、通路の屋根について。第27条では、障害者用駐車施設に設ける便所の構造について、第28条では、便房を設ける便所の構造に関する基準を定めております。

第29条では、当該便房の読みかえについて規定しております。

第30条は、移動等円滑化のために必要な施設の案内標識について、第31条では、視覚障害者誘導ブロックの敷設基準について、第32条では、ベンチ及びその上屋などの休憩施設について、第33条では、当該施設の路面の照度を十分に確保するための照明施設について規定しております。

次に、附則としまして、この条例の施行期日は、平成25年4月1日から施行するものとしております。

また、市街化の状況、地形の状況、その他の特別な理由により、やむを得ない場合の経過措置といたしまして、参酌する省令と同等の基準を定めております。

以上、議案第20号の補足説明とさせていただきます。

○野原修委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

山本委員。

○山本靖一委員 具体的にこの条例に当てはまるような道路は幾つあるのか、どういう状況になっているのかというのを聞かせていただきたいと思います。

それから、エレベーターをつくったり、エスカレーターをつくったりするのは都市整備部の所管になるのかと思うんですが、土木下水道部でこんなにたくさんやれるのでしょうか。

それから、第7条、第8条の関係では15センチの段差、それからもう一つは5センチを標準にするとあります。実際には段差を解消してほしい、フラットにしてほしいというような要望が多く出てくるんですけど、この条例で言えば、障害者の方の安全を図るために段差をつけるということで矛盾するような思いで受けとめているんです。どういうふうに理解したらいいのか、この辺も教えていただきたいと思います。

○野原修委員長 山本課長。

○山本道路交通課長 それでは、山本委員の1回目の質疑にお答えさせていただきます。

平成23年6月ごろに、バリアフリー特定事業計画をお配りして説明させてもらった経過がございまして、その一覧図面にもつけておりますけれども、路線名で言いますと、摂津市におきましては千里丘22号線、千里丘19号線、これはJR千里丘駅の西口の道路でございまして、駅前1号線、2号線、これはJR千里丘駅東口の上の通路でございまして、それと千里丘三島線の一部、学園町中央線の一部、正雀南千里丘線の一部、これが正雀の駅前の路線になります。正雀本町7号線、14号線と21号線、41号線、これらが特定経路で入れさせていただいている路線でございまして、それは特定経路で整備するときに、基準を満たしていくこととなります。

ただ、ほかの路線でありましても、実際、改築等の場合は、これに適合した形で順次進めておるところでございまして、切り下げ等も、この基準でさせていただきます。

委員がおっしゃっていましたが段差のことですけれども、横断歩道でありますとか、歩行者が対側の歩道に渡るところにつきましては、段差2センチというふうに規定を設けております。15センチといいますのは、車道から歩道への、セミフラットという構造が多くございまして、タイヤをとめるために、車道と縁石の高さを15センチとるということになってございます。

あと、5センチというのは、車両の出入口を5センチにして、目の不自由な方が、この先には歩道があるということがわかるような形での段差をつくっている

ということでございます。

○野原修委員長 藤井部長。

○藤井土木下水道部長 お問いの中で、都市整備部の所管ではないのかということでした。バリアフリー特定事業計画策定は都市整備部の都市計画課でやっていただきました。そのときに特定経路として定めたところについては、当時の道路交通課であったり道路課が行うということと定めましたので、今回のこの条例制定につきましては、その趣旨にのっとりまして、道路交通課が主体で進めさせていただいたということでございます。

それと段差のことでございますが、このことにつきましては、いろいろな意見が今まで種々出ておりまして、極端なことを申し上げますと、健常者については、フラットが一番望ましいということなんです。目の不自由な方においては、自分がどこにいるか把握するためには逆に段差が必要ということ。自分の体を安全な場所に置きたいという意見も過去にございました。

そういった意見を踏まえた中で、最低15センチということで、15センチ以上というふうに定めています。

それと、車両の出入り口については、これにつきましても2センチ程度が一番いいわけなんですけれども、2センチですと、これは車両の出入り口なのか、それとも歩道との交差点部分なのかもわからないというところから、5センチが規定されました。あと横断歩道とか、交差点部分においては、2センチ、これは目の不自由な方のつえが当たる最低の高さというのが2センチであると。ほぼ2センチあれば、何とかつえがひっかかってくれるであろうということから、交差点とか、横断歩道において2センチになったということから採用された基準でござ

います。

○野原修委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野原修委員長 以上で質疑を終わります。

続きまして、議案第28号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野原修委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後4時4分 休憩)

(午後4時6分 再開)

○野原修委員長 再開します。

議案第21号を審査します。

補足説明を求めます。

吉田都市整備部長。

○吉田都市整備部長 それでは、議案第21号、摂津市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例制定の件につきまして、補足説明をさせていただきます。

本条例につきましては、平成23年8月30日付で公布されました、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第2次地方分権一括法の制定に伴いまして、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー新法の一部が改正されております。そのため、主務省令で定める基準を参酌いたしまして、本市が管理する都市公園のうち、特定公園施設における新設、増設、または改築を行う際の基準を定めるものでございます。

ここで言う「特定公園施設」とは、バリアフリー新法第2条第13号で規定さ

れる「移動等円滑化が特に必要なものとして制令で定める公園施設」であり、公園外部からの一連の移動経路を目的地までつなげ、利用上の利便性、安全性の促進及び福祉の増進に資するものとされており、都市公園法第2条第2項に規定する公園施設のうち、高齢者や障害者等の円滑な移動、利用上の利便性及び安全性を確保するために移動等の円滑化の必要性が高く、かつ全国一律の基準、都市公園移動等円滑化基準による適合義務を定めることが適当な公園施設に限定されております。

具体的には、都市公園の出入口及び駐車場と主要な公園施設間の経路を構成する園路及び広場、休憩所等、そして便所や掲示板、標識等を国の基準に準拠して定めることとなっております。

本条文は、14の条文と附則で構成いたしております。

それでは、議案書の条文につきまして、ご説明申し上げます。

まず、第1条では、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、市が管理する特定公園施設に係る都市公園移動等円滑化基準を定める本条例の趣旨について規定いたしております。

次に、第2条では、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、都市公園法の定めるところによる、高齢者、障害者等の移動等円滑化、園路、広場、屋根付広場、休憩所、野外劇場、野外音楽堂、駐車場、便所、水飲場、手洗場、管理事務所、掲示板、標識の用語の定義を規定いたしております。

第3条からは、特定公園施設に関して、個別具体の施策に係る規定が定められております。

第3条では、園路及び広場を設ける場

合、階段の両側への手摺設置、通路や傾斜路の縦断勾配、横断勾配等や車椅子使用車の円滑な利用に適した踊り場の設置、そして視覚障害者誘導ブロックや転落防止柵の設置等について規定しております。

第4条では、屋根付広場について、第5条では、休憩所及び管理事務所について、第6条では、屋外劇場及び屋外音楽堂を設ける場合、車椅子利用者が円滑に利用可能な観覧スペースや通路の設置等について、第7条では、駐車場を設ける場合、車椅子使用車用駐車施設の設置について。第8条から第10条までは、便所を設ける場合、高齢者、障害者等が利用する便所内には高齢者、障害者等の円滑な利用に適した便所の設置や、便所を設ける便所の構造等について、第11条では、水飲場及び手洗場について、第12条及び第13条では、掲示板及び標識について、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造、掲示板の表示内容が容易に認識できることが規定されており、第14条では、一時使用を目的とする特定公園施設について、災害等のため一時使用する特定公園施設の設置は、本条例の規定によらないことが規定されております。

なお、附則といたしまして、本条例は、平成25年4月1日から施行することを想定いたしております。

以上、議案第21号、摂津市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定めた条例制定の件につきましての補足説明とさせていただきます。

○野原修委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

山本委員。

○山本靖一委員 特定公園施設ということで、都市計画公園が該当するのかなと

というような思いがするんですけれども、この特定公園施設に該当するものは市内に何か所あるのか、その状況について教えていただきたいと思います。

それから、車椅子が入ってこれるように出入口の幅が90センチ以上という規定があるんですけれども、自転車やバイクの進入をこれで防げるのでしょうか。今のところは問題ないのかどうかということを含めて、教えていただきたいと思います。

○野原修委員長 竹下課長代理。

○竹下公園みどり課長代理 山本委員の1回目の質疑にご答弁申し上げます。

まず、該当する公園なんですけれども、最近で申しますと南千里丘まちづくり事業の区画整理事業で生み出されました南千里丘公園、これが既にバリアフリー化しております。それから、整備途上でありますけれども、吹田操車場跡地の防災機能を有した公園、これについても今回のバリアフリーに基づいた整備を順次やっておるといふふうに聞いております。ですから、既にある公園としましては1か所でございます。

それから、車椅子が通る出入口の幅なんですけれども、幅は120センチ以上です。ただし、やむを得ない場合について90センチ以上となっておりますので、可能な限り120センチ以上の幅を設けていきたいというふうに考えております。

○野原修委員長 山本委員。

○山本靖一委員 1か所だけですか。都市計画公園というのは、そういう対象の中に入ってないんですか。

○野原修委員長 竹下課長代理。

○竹下公園みどり課長代理 私の説明が足りませんでした。今、整備しております千里丘公園、これについては、今、整備途上でありますけれども、バリアフリー

にかなった形の整備をしていってるような状況と聞いております。

箇所数につきましてですが、吹田操車場跡地の防災機能を有した公園が1か所と、それから先ほど申しました南千里丘公園の1か所でございます。

既存の都市計画公園につきましては、この基準が設けられる以前に整備されているところでございますので、現行としましては、バリアフリー化できている公園というのではないということで認識しております。

○野原修委員長 山本委員。

○山本靖一委員 都市計画公園については、まだできてないというふうなお答えですが、方向性ではどうなっているのでしょうか。この条例が制定されて、当然、都市計画公園のバリアフリー化も図っていかなくてはなりませんし、方向性としてはとられとる、そのあたりのことを聞かせていただきたいと思います。

それから、吹田操車場跡地の防災機能を有した公園のバリアフリー化についてもお聞きしておきたいと思います。

○野原修委員長 吉田部長。

○吉田都市整備部長 担当の課長代理のほうから説明ありましたが、吹田操車場跡地の防災機能を有した公園も、こういうものを意識して、設計の中に反映させていくという形になるのは当然の話だと我々は認識いたしております。この基準に基づいて協議にも入っているという形でございます。

その他の公園でございますけれども、この基準が設けられる以前の公園ばかりでございます。これに準じてやられたという公園はございません。

ただ、現状を説明させていただいたわけなんですけれども、今後、いろんな形で公園も老朽化していきますんで、

そのあたりは、ここに書いてますように、改築とか造成をし直したりした場合は、当然この基準に従った形で再整備を行うというのが基本になってまいります。

だから、規模的には、当然、寄り付きのある都市計画公園がベースになりますけども、そういう認識を持った形で今後、整備をしていこうという形になろうかというふうに思っております。

○野原修委員長 山本委員。

○山本靖一委員 そうすると、既存の公園を対象にした計画が必要になってくるということです。そのための条例というふうに私は受けとめるんです。

例えば、こういうことが視野に入っていたんであれば、別府公園に防災倉庫や炊き出しに利用できる防災ベンチ等を設け、災害時に対応できるよう整備していただいておりますが、車どめの設置等、バリアフリー化に向けたものを視野に入れながら、セットでやるべきではなかったのかと思うんです。

新しい公園ができてくる時ということではなく、むしろ既存の公園について考えていくことも必要かなというふうに思うんですけれども、改めて部長から到達点について教えていただきたいです。

○野原修委員長 吉田部長。

○吉田都市整備部長 委員のご指摘のとおり、バリアフリーに関しましては、これが教科書でありますので、これを基本にしながら我々は公園管理を行います。加えて、やはり必要な場所、特に危険な場所につきましては、これを基準にして改修していくとか、いろんなことが今後出てこようかというふうに思いますし、当然、今ご指摘ありましたように、新たな公園を考えるのは非常に難しいですけれども、既存の公園につきましては、これが基本になって整備する場合は改修す

べきであろうということと考えております。

○野原修委員長 山本委員。

○山本靖一委員 正雀と浜町をつなぐ安威川歩道橋にバイクの通行を防ぐ車どめを設置されていることについて、これまでたびたび取り上げられていました。議案第21号は特定公園施設というようなことになってるんですけど、やっぱり障害者、高齢者、そういう方が安心して、移動できるように考えていけば、車どめが設置されているというのは、やっぱり合点がいかなと改めて思うんです。バイクが通るとか、自転車が通るというのは、常識の中で、それから警察にきちっと取り締まっていただく必要があります。そういうことの中で考えていくと。障害者の方を守らなければいけないと言いながら、その方が通れないということでは本末転倒だというふうに思うんですけれどもね。

せっかくこういう条例が出てくる中で、そういう方の移動を保障していくという点で言えば、しっかり整理しながら、これから対応していただきたいとお願いしておきます。

○野原修委員長 木村委員。

○木村勝彦委員 今の質問で、既存の公園をどうするかということについては、今後、改築をしていく場合には、この基準にのっとってやっていくということですが、やっぱり既存の公園についてどうしていくかということについて、年次計画みたいなものをつくってやっていくべきだと思うんですけど、今のところ、それがあのようなには思えないんです。その辺の、既存の公園について、こういう条例にのっとった公園にやりかえていくということの計画等については、担当ではどう考えていますか。

○野原修委員長 吉田部長。

○吉田都市整備部長 ご指摘のとおり、この条例が基本になります。制定される前ですから予算も計上してませんが、今後、ご指摘がありましたように、公園整備においてはこれが基準になりますから、公園ごとに、例えば平面図に危険箇所チェックをするなりして、そこを改修する計画を立てていく。これは順次、計画的を立てていかなければいけないですけれども、やはり危険度の判定が先かと考えています。

ただ、この分は担当ができるのか、それとも専門家を入れるのか、この分については、来年度に検証させていただいて、状況によれば調査費用なり、判断基準をもってつくっていくという形になるかと思えます。そのときはまた予算でお願いするかもわかりませんが、基本的には、ここに基準がございますので、担当で判断できるものはしていきたいというふうに思っております。

○野原修委員長 木村委員。

○木村勝彦委員 既存の公園整備の優先順位というものをしっかりつかんでいって、年次計画を立てて整備していくという形を、予算の厳しい中ではありますけど、こういうものをつくる以上、そういう年次計画みたいなものを、きっちりと持ってもらいたいと思えます。

○野原修委員長 ほかに。

村上委員。

○村上英明委員 お聞きしたいんですけども、先ほどの山本委員、また木村委員と重なることもあるかもしれませんが、既存の公園について、車どめのポールが立っているということで、車椅子も入れないようなポールの設置をしている所もあると思うので、その辺をどうするのかということをお尋ねします。

それから、第14条で、「災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、この条例の規定によらないことができる。」ということで、例えば、一時避難地の公園については、この条例を適用しなくてもいいということですか。その辺の解釈をお聞きしたいと思います。

○野原修委員長 竹下課長代理。

○竹下公園みどり課長代理 村上委員の1回目の質疑について、ご答弁させていただきます。

まず、既存の公園の車どめの配置につきましてですが、これにつきましては、非常に通りづらいというお話を市民の方からお聞きすることもございます。そういう中で、車椅子もさることながら、電動カートを利用される方もふえてきておりますので、それらのことも考えまして、場所によっては車どめを撤去して、通れるような状態として公園もございます。

電動車椅子の方を閉め出す形にならないよう、全ての方が公園を利用させていただけるように、我々としては考えています。

問題としましては、バイク等の進入の問題があります。やはり電動カートが入りますと、どうしてもバイクもその幅では入ってしまう。その対策につきましては、正直なところ答えとしては出ていない状況ではございますが、我々がパトロールもやっておりますので、その中で現状の確認をしております。場合によっては、また通れないような形になるところも出るかもわかりませんが、あわせて検討するところでございます。

それと、第14条の内容ですが、基本的に災害で避難して来られる方については、ご不便がないような形にするには、この条例の規定によらないことというのが、どうしても出てくるとおられます。「こ

の条例の規定によらないことができる。」
というのは、そのままの解釈でいいとい
うふうに思っております。

○野原修委員長 村上委員。

○村上英明委員 車どめのポール設置に
つきましては、公園の形状もあると思
いますので、検討していただきたい
と思います。

第14条について、一時避難地とい
うことで大きな公園が指定されていると思
うんですけども、こういう公園がこの条
例によらないことができるということ
ですね。それだけもう一回お尋ねしたい
と思います。

○野原修委員長 吉田部長。

○吉田都市整備部長 通常の公園とい
うのは、不特定多数の方々が常時使うわ
けで、基本的にはこれに準じますけども、
ここに書いてますように一時使用でござ
いますので、一時的に避難されてきた場
合に、そういう状況の中で、例えば縦断
勾配、横断勾配がクリアされてないから
使えませんというようなことになれば、
一時使用にもかなわない状況になります
ので、その状態のときには、この条例は
適用しないで、一時使用としては使って
いただきましょうということです。そう
いう観点から規定されていると理解して
おります。

○野原修委員長 ほかにございませ
んか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野原修委員長 以上で質疑を終
わります。

続きまして、議案第30号の審査を
行います。

本件については、補足説明を省略し、
質疑に入ります。

村上委員。

○村上英明委員 第3条の3のところ
なんですけども、「市の区域内の公園の住

民1人当たりの敷地面積の標準は10
平方メートル以上とし」ということを書
いてあるんですが、その「区域内」とい
う考え方についてお尋ねしたいと思います。

○野原修委員長 竹下課長代理。

○竹下公園みどり課長代理 第3条の3
の「区域内」は市街化調整区域と市街化
区域を合算したものでございまして、
それを人口で割るということです。

現在、市街化区域で住民1人当たりの
面積は2.3平方メートルでござい
ます。あと、市街化調整区域を含め
ますと5平方メートルとなります。

区域内につきましては5平方メ
ートルですので、10平方メートルとい
う基準にもまだ満たしていないとい
うことでございます。

ちなみに申し上げますと、これは国
営公園の淀川河川敷公園も含めての
数字でございまして。

○野原修委員長 村上委員。

○村上英明委員 そうすれば、市の
区域内の公園の住民1人当たりの敷
地面積というのも、例えば、鶴野に
公園があるとしたならば、鶴野地
域という区域内という、地域全体
で公園を全部割り振ったときに、
この10平方メートル以上になる
のか、もう一回、改めて確認した
いと思いますので、よろしくお願
いします。

○野原修委員長 竹下課長代理。

○竹下公園みどり課長代理 説明
不足で申しわけございません。

市域全域に対して人口で割って
いるものでございます。

○野原修委員長 ほかにござい
ませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野原修委員長 以上で質疑を
終わります。

本日の委員会は、この程度にと
どめ、散会します。

(午後4時31分 散会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

建設常任委員長 野 原 修

建設常任委員 原 田 平